

讃岐の鷹狩文化に関する基礎的研究 (上)

溝 渕 利 博*

Basic research on falconry culture in Sanuki (Part 1)

MIZOBUCHI Toshihiro

要約

讃岐の鷹狩文化（前史としての狩猟文化を含む）は、原始・古代の猪・鹿狩から中世には鷹狩が盛んとなり、香川・香西・安富・秋山・多田・羽床氏等の武士が鷹の道に通じ、近世には鷹匠等が生駒・松平・京極氏等の家臣団に編制されて明治維新まで活動した。本稿では、讃岐における鷹狩文化の実態と鷹及び鷹の獲物の贈答・儀礼活動が地域社会秩序の形成や支配体制の確立・維持に果たした役割等を概観し、今後の課題を明らかにする。

キーワード：鷹狩文化（前史としての狩猟文化を含む）、猪・鹿狩、鷹匠、贈答儀礼

Abstract

The falconry culture of Sanuki (including hunting culture as a prehistory) started from the hunting of boar and deer in primitive—and ancient times and falconry flourished in medieval times, with the Kagawa, Kasai, Yasutomi, Akiyama, Tada, Hayuka, and other samurai clans becoming skilled in the art of falconry. In the early modern period, falconers were organized into vassal groups such as the Ikoma, Matsudaira, and Kyogoku clans, and were active until the Meiji Restoration. This paper provides an overview of falconry culture in Sanuki and the role played by the gift-giving and ritual activities for falcons and their prey in the formation of local community order and the establishment and maintenance of the ruling system, and also clarifies future issues.

Keywords : falconry culture (including hunting culture as a prehistory), boar and deer hunting, falconer, gift-giving activities and rituals

はじめに

鷹狩の歴史は、自然界のタカが人間によって「鷹」という人為的存在となって、犬や馬とともに長く共生してきた過程であるとされている(1)。古代日本では「鷹」は「魂の鳥」と考えられ、鷹狩は「遊猟(みかり)」と呼ばれる神事・儀式であった。天皇・皇族が行う「遊猟」は「君主の猟」として早くから保護され、私養鷹は厳禁された。このように古代から支配者の狩猟活動は、調教した鷹を放って鳥や獣を捕える技として権威の象徴的な意味を持ち、「鷹狩(放鷹)」として文献上最初に登場するのは『播磨国風土記』で、その後『日本書紀』にも登場するようになる。やがて「鷹狩(放鷹)」は国家主権の一部とされ、鷹の雛採取権や山林支配権とも結びついて、天皇家から、中世以降には「仏神の化身」として神前に据える「神鷹」の思想が生まれて武家政権にも継承されていった。讃岐の中世武将の中には香川・香西・安富・秋山・多田氏や多度津雅楽助・大林三郎左衛門・羽床伊豆守政成等が鷹の道に通じるようになり、近世には鷹匠・鳥見・餌差・犬牽等の職制が組織されて生駒・松平・京極氏等の家臣団に編制され明治維新まで活動した。

讃岐の鷹狩文化については、これまで唐木裕志・橋詰茂の秋山家文書研究(2002年)、筆者の讃岐高松藩等の研究(2013年、2023年～2024年)の中で言及されることはあったが(2)、鷹狩文化の歴史をメイン・テーマとして取り上げた研究はまだなされていない。本稿では、前近代讃岐における鷹狩文化(前史としての狩猟文化を含む)の歴史とその社会的役割について、原始・古代の猪・鹿狩から中世の「鷹狩」の盛行を経て、近世には鷹匠等が大名家の家臣団の一員として幕藩制的社会秩序の確立・維持に一役を担った歴史的過程を概観する中で、讃岐における鷹狩文化の実態と鷹及び鷹の獲物の贈答・儀礼活動が地域社会秩序の形成や支配体制の確立・維持に果たした役割等を概観するとともに、今後の課題を明らかにしたい。そこで、この(上)稿では原始～中世期、(中)稿では近世期を取り上げ、(下)稿では「おわりに」で全体のまとめと今後の課題を述べ、末尾に「讃岐の鷹狩文化関係年表」を付す予定にしている。

第1章 原始讃岐地域の狩猟文化

第1節 旧石器時代讃岐地域の狩猟文化遺跡と遺物

日本文化における狩猟・漁撈文化について、小山修三は「自然経済社会においては自然経済の段階(狩猟・漁撈・採取によって自然に散らばる食糧を獲得する)から、約1万年前に食料資源管理経済(農耕・牧畜等)が開始されるが、自然経済活動のうち、狩猟がまず前期旧石器時代に確立したと考えられ、漁撈活動は時間的に成立が遅れて後期旧石器時代になった」と述べている(3)。

旧石器時代、日本列島は大陸と接続し、南北2つの陸橋から動物、それを追って新たな文化を持つ人類が渡ってきた。北からマンモス・ヘラジカに代表されるマンモス動物群、

南からオオツノジカ・ヤギユウ・ナイマン象に代表される黄土動物群であった。これらの大型獣の棲息に有利なこととして、海水面の 100m の低下により、瀬戸内海・東京湾等が離水し、そこに広大な盆地が出現したことである。これらの盆地では森林化の進行が遅く大型獣の棲息に適した草原的な若い植生が長く存続していたため、後期旧石器時代の遺跡分布をみると、これら瀬戸内海・東京湾の周辺に遺跡が集中しており、瀬戸内海では、国立科学博物館に収められている高尾寿コレクションに見るように、多くのナウマン象の化石が引き揚げられている。獣骨の出土状況からみて、ブナやミズナラが繁茂する瀬戸内平原には多くの狩猟対象動物がいたと思われ、ナウマン象やオオツノジカが群れを成して移動し、これらの動物を追ってサヌカイト（讃岐岩）製の石器や木骨角器を手にした狩人たちが走り回っていたと想像される。当時、その肉類は栄養的に最も優れた食料であり、毛皮や骨角は生活の必需品でもあったことから、彼らがナウマン象等の大型獣の狩猟を行ったと考えられる (4)。

鷹狩文化の前史として原始讃岐地域の狩猟文化について考える際の特徴として、サヌカイトのナイフ形石器がある。サヌカイトの原石地は香川県の国分台・朱雀台～蓮光寺山～城山～金山にあり、遺跡は高松市国分寺町から坂出市、備讃瀬戸の島々に分布して、ナイフ形石器を主体とした多数の旧石器が発見されている。ナイフ形石器は旧石器時代を代表する石器の 1 つで、剥片の剥離によって生じた鋭利な縁辺を一方に持つとともに、他の縁辺に細かな刃つぶし加工を施し、通常先端が尖った 5 cm 前後の石器で、獲物等を切ったり突いたりする機能を持っていたと考えられている。尖頭器は専ら狩猟用に用いられた石器で、木葉形に両面を加工し、鋭い先端を利用して槍先として用いられた。また、舟底形石器・角錐状石器も槍先の一種であった可能性が高い。細石刃は長さ 2 cm 前後の細長くて薄い刃器で、旧石器時代の終わり頃に出現し、槍にもナイフや鎌にもなる便利な石器であった。削器・搔器は剥片の縁辺に連続する細かな加工を施してギザギザの刃を作り出したもので、長辺を刃としたものを削器、短辺を刃としたものを搔器とし、獲物の解体や獣皮・骨・木材の加工等のために用いられたと考えられる。このようなサヌカイト原石地を大きな核とした瀬戸内技法は、2 万数千年前から東西に拡大していたと考えられ、讃岐は大阪府二上山周辺とともに、旧石器時代における瀬戸内海地域の中心地と見做されている (5)。

第 2 節 縄文時代讃岐地域の狩猟文化

動物考古学とは、動物遺体を通して過去の人間生活を考える考古学の一分野であるが、あくまでも人間が対象であり、人間の生活を考える手段・方法として動物遺体の分類を行う (6)。日本の動物相は、氷河時代に大陸から渡ってきた動物相が基本となっていて、間氷期の海水面の上昇によって大陸から分離すると、日本固有の動物相が発達しはじめるというサイクルを繰り返してきた。島嶼化を受けた動物相は、サイズも縮小化し大型動物を欠く比較的単純な動物相になるのが特徴で、日本の哺乳動物相はこのような島嶼化の影響を受けながら形成されたものである。更新世の寒冷期には、大陸から豊富な動物相が日本列

島に移動して海が引いた後に形成されたオープンランドを中心に動物の棲息数も増加した。旧石器時代の時期には、特に大型草食動物を狩猟対象にした狩猟が可能であり、狩猟動物資源がカロリー源を得るための生業として重要な位置を占めていた。後氷期の温暖化に伴って大型獣が絶滅し、食糧源として植物質食糧が主体になると、狩猟動物はカロリー源としての位置づけから蛋白源としての位置づけに変わる。そのような動物食から植物食への転化が人口の増加をもたらし、その人口増加がさらに狩猟動物に対する狩猟圧の増大へと波及的な影響を与えていった(7)。縄文時代の狩猟方法には、追い込み猟等の集団猟、定置的な罠(陥し穴)、追跡しながら弓矢等で仕留める方法の3つがあった。縄文時代の狩猟の特徴は、狩猟動物が多様性であることや、その量的な豊富さが従来からいわれてきた。狩猟動物の多様性は、貝塚から様々な動物の遺体が出土することに起因し、実際に貝塚出土の動物骨を分析してみると、シカとイノシシの2種で90%以上を占め、残りの数%がイヌやウサギ・タヌキ・キツネといった小型動物で、鳥獣狩猟ではキジ・カモ・ガンが捕られている。シカ・イノシシ猟は個人の狩猟ではなく、数人のグループや集団での狩猟の可能性が高く、罠等の装置の設置や弓矢と犬を用いた集団狩猟組織等が想定され、熟練集団による技術の習得や伝習が行われていたと思われる。また、狩猟儀礼に関連する遺物としては、骨だけでなく、動物形土製品もあり、縄文人はイノシシ形土製品を多く作ったが、シカ形土製品はほとんど作らなかったのが特徴である(8)。

1. 小蔦島貝塚(縄文早期)出土のシカ・イノシシの骨、シカの角

小蔦島貝塚(三豊市仁尾町)は仁尾港沖約1kmに位置し、長さ約500m、幅350mの小島にあり、北に大蔦島をみる。標高約70mの山頂部から東南に延びる尾根の端部から約30m程の北縁辺部に貝塚が形成されている。貝層にはハマグリ、アサリ、ハイガイ、ツメタガイ、カキ、アカニシ等から構成され、泥海底に生息する主鹹水種が占めてる。海産(鹹水性)ものが主体である。貝に伴ってシカの骨・角、イノシシの骨・牙・爪、歯が出土している。小蔦島貝塚の出土遺物は、旧石器文化の伝統を脱却して縄文式新生活が始まったことを示しているが、動物骨が顕著であること、石鏃が多量に出土することから、漁撈はなお低調で、狩猟の比重の高かったことが知られる。シカやイノシシの狩猟のために小蔦島住民の生活領域は四国本島沿岸部からさらに内陸部に広がっていたことも想定される。対岸にある南草木遺跡(三豊市仁尾町:縄文前期)からは、骨角器・獣骨の断片やシカの臼歯が検出され、シカの角の枝幹を加工したヤスが出土している。また、周辺の院内貝塚(観音寺市豊浜町:縄文前期)からはシカの骨が、詫間港沖の栗島東風浜遺跡(三豊市詫間町栗島:縄文中期)からはシカの角や焼き痕のあるシカの骨が検出されている(9)。

縄文時代を特徴づける新しい要素は土器と貝塚で、採集活動に新しい展開のあったことを窺わせ、縄文時代に狩猟・採集・漁撈の3つの活動をバランスよく組み合わせた自然経済社会が形成されていた。縄文文化は東アジア有土器新石器文化の日本列島版と位置づけることができ、弓矢による狩猟、釣針・銚・ヤス・網による漁撈、貝・海草・堅果類の採

集、打石斧による根茎類の採集、土器・石皿・磨石を用いた食料の調理・加工、磨製石斧による森林資源の多様な活用を基本的な生業様式とするが、地域の環境特性等によって時期差や地域差が認められ、「適応の深化」と呼ばれる。土器の出現は、最終氷期の後半、大幅に寒暖を繰り返す自然環境への文化の回答であったが、それに対応する変化として有舌尖頭器、石鏃の出現がある。これに前代からの木葉形尖頭器が加わる。鈴木道之助は、石鏃を弓矢の鏃、有舌尖頭器を投槍、木葉形尖頭器を通常の槍と機能分化を想定し、機能面で近い石鏃と有舌尖頭器の間で、より効果の秀れた石鏃によって有舌尖頭器が暫時交代されていったとして、木葉形尖頭器⇒有舌尖頭器⇒石鏃を提唱し、弓矢の出現を捕らえようとした。石鏃の出現は氷期末の狩猟具最大の変化であり、新しい狩猟法の開始を告げるもので、増加しつつある敏捷で鋭敏な中小哺乳動物の狩猟に、弓矢の速度と飛距離は大いに効果があった。縄文時代の狩猟活動について、林謙作は、千葉県松戸市の貝の花貝塚の動物遺体の分析から、獲物の解体・分配の復元を試み、貝の花住民は隣接集落住民と共同してシカ・イノシシ等を対象とした集団狩を行っていたとした。羽生淳子は、縄文文化は大集落・大貝塚・墓地・祭祀遺構の存在や、食物貯蔵・長距離交易・遺跡密度の高さ等で知られ、狩猟採集民研究の分野では、このような特徴をもつ狩猟採集民を、複雑な文化・社会を持つという意味でコンプレックス・ハンター・ギャザラーズ complexhunter gatherers と呼び、狩猟採集民は食糧を居住地の近くで集め貯蔵を行わないフォーレジャーforager と、それに比べて計画的かつ組織的であり、居住の移動頻度の低いコレクターcollector とに分類されることが多いとした (10)。

内山純蔵は、縄文草創期から前期にかけての鳥浜貝塚(福井県若狭町)の性格について、「そもそも遺跡から出土する動物の遺体は、全身の骨格がそろって出土することはほとんどなく、人間が捕まえた動物を解体し、食べてしまい、その結果残ったものが動物遺存体として発見されるからである。(中略)イノシシとシカの身体部位の頻度差は、当時の狩猟から消費までの扱いが、イノシシとシカとでは異なっていたことを意味する。すなわち、イノシシは1年を通じて捕獲されているが、シカの狩猟ははっきりした季節性があり夏から秋にかけて最短で8~9月に限って捕獲されていた。つまり、鳥浜貝塚の社会集団は、6000~5000年前、日本海沿岸の低湿地に集落拠点を作っていたが、これは夏から秋までの夏営集落で、冬から春には集落を別の場所に移動し、夏営地を狩猟専従集団によるイノシシ狩冬季キャンプとして使用するという、季節移動生活を行っていたこと」を明らかにし、「縄文時代といえば、人々の生活には変化がなく、同じような生活が延々と続く一方、人口も少なく、自然に与える影響もほとんどなく、自然と平和的に共存していたようなイメージで語られることが多いが、実際には生活パターンは地域によって様々であり、しかも長期的にみれば時代を通じてかなりの変動を繰り返していた。彼らにとって最も重要だったのは、定住でもなく、自然との平和的な共存でもなく『いかに効率よく、合理的に資源を利用するか』だったのである」と述べている (11)。これらの事例を参考にするとともに、シカの渡海伝承や海人のシカ猟の存在等も念頭に置きつつ、小島貝塚人の性格について再考してみる必要がある。

2. 礼田崎貝塚（縄文早期）出土の獣骨

礼田崎貝塚（小豆郡土庄町）は、小豆郡土庄町豊島の東南部の土器山の急崖前面に形成された陸繋島状の小岬の頂部に位置し、元は背後の山地から生え出た小型舌状台地であったと推測される。遺物包含層からは少量の土器片、サヌカイト剥片、貝殻、獣骨が出土している。淡水性のヤマトシジミが検出されることから、瀬戸内海の淡水沼沢池へ海進が始まった頃の貝塚であったとされる（12）。

第3節 弥生時代讃岐地域の狩猟文

1. 弥生住居跡（弥生中期～）から出土したシカ・イノシシの骨

彼ノ宗遺跡（善通寺市仙遊町）では弥生中期から古墳時代にかけての38基以上の住居跡が検出され、そのうち12棟の竪穴住居跡からシカまたはイノシシの骨や歯が出土しており、弥生後期の段階でもシカやイノシシが食用に供されている。また、彼ノ宗遺跡から犬と思われるもの、播鉢谷遺跡（高松市宮脇町）ではイノシシ形の土製品が出土している。弥生時代の狩猟用具は石鏃が主流を占めるが、石槍や銅鏃もあった。石鏃は弓矢の採用を知らせるとともに、弓矢は投げ槍に比較して敏捷で目標の定めにくい森林性中小動物群の狩猟に向けた飛び道具であった。石鏃は香川県の場合、ほとんどがサヌカイトを打ち欠いた打製のもので、紫雲出山遺跡（三豊市詫間町）からは321個の石鏃が出土し、播鉢谷遺跡、善通寺市吉原町一帯・同市稲木町一帯、三豊市山本町辻一帯にも多数の石鏃が採集されている。石鏃と密接な関係を有する弓については、伝香川県出土銅鐸に弓を引く狩人の絵が2場面に描かれている（13）。

2. 紫雲出山遺跡（弥生中期後半）出土の鹿角製結合釣針

紫雲出山遺跡（三豊市詫間町）は、瀬戸内海に突き出た庄内半島の丘陵上の標高350mの高地に位置する集落跡で、昭和30年～32年（1955～57）に小林行雄が主導する京都大学の発掘調査が行われた。戦後になると、瀬戸内西部の高地性集落について軍事的性格が唱えられるようになり、昭和39年（1964）の紫雲出山遺跡の発掘調査報告書で、佐原真が弥生時代中期における石鏃の発達と高地性集落の出現を関連づけ、その軍事的性格を強調した。骨格製の釣針は、少し遅れて出現する貝塚とともに水産資源の食料化が大いに進んだことを示している。釣針の素材としては大半がシカの角やイノシシの牙を加工したものであった（14）。

3. 太田下・須川遺跡、空港跡地遺跡（弥生中期後半～後期）出土のシカ線刻壺形土器

太田下・須川遺跡（高松市太田下町）の居住域西側縁辺部を北流する自然河川跡から、壺・甕、壺または甕の底部・鉢・高杯・器台・ミニチュアの土器壺・土器鉢・土器高杯等の弥生土器が多量に出土したが、これらの遺物に完形品が殆どなく、破片が大部分を占めることから、いずれも廃棄された遺物であると考えられる。中でも胴部にシカを図案化した線刻画が描かれた長頸壺形土器や、赤色顔料を塗布した高杯土器、水銀朱を保存していた可能性のあるグラタン皿のような鉢等は非日常的な行為のために製作されたものと想定され、この付近で祭祀を行っていたことを示す貴重な資料であると考えられ、水に近いところが神々と人間の結界として人々の意識の根底に存在していたことを表している。シカの線刻のある壺は、弥生時代中期中葉から後期前半の長頸壺で、頸部下半に斜格子のヘラ描きを施し、体部上半にはシカと考えられる四本足の動物の線刻がみられ、左側に頭部を表現し、右側には体部を表現して体部には縦線を施している。当時、伝香川県出土銅鐸に描かれたシカと同じように、シカが水稻農耕儀礼にとって不可欠な動物であり、稲の生育を司る土地神の化身として認識され、角のあるシカを描いた弥生土器は、収穫したばかりの稲穂を容れた土器として秋の収穫祭で使われたものと考えられ、農耕儀礼祭祀の中で重要な位置を占めていたものと想像される。空港跡地遺跡（高松市林町）からも弥生時代後半のシカを線刻した長頸壺が出土している。これらを含めて讃岐には、弥生時代後期前半から同期後半にかけて 12 のシカを描いた絵画土器の事例が挙げられている。旧練兵場遺跡（善通寺市仙遊町）の長頸壺・細頸壺・広口壺、上天神遺跡（高松市上天神町）の長頸壺・広口壺、前田東・中村遺跡（高松市前田東町）の壺等である（15）。

4. 伝香川県出土銅鐸に描かれた狩人と狩猟文化

紀元前 1～2 世紀頃の製作と推定される国宝・袈裟襷文銅鐸（伝香川県出土：東京国立博物館蔵）には、12 の区画があり、それぞれ絵が描かれている。片面には上段からトンボ、イモリ、シカを射る人、工字型の道具を持つ人（糸を紡ぐ人ともいわれる）、高床切妻の建物、堅杵で臼をつく人が、もう片面にはカマキリ、クモ、魚を食べるスッポン、魚をくわえたサギ、スッポンとトカゲ、イノシシを狩る人と犬が描かれ（犬 5 頭が猪のまわりを囲み、やや離れた所から人物が弓矢を使って仕留めようとしている）、男性の頭は○、女性は△で描き分けられている。この銅鐸に描かれた絵は、弥生時代の農耕社会や生活環境を知る上で貴重な資料であるが、当時の狩猟文化や精神生活そのものを再現した可能性が高いともいえる。その解釈についてはさまざまな説がある。佐原真は、兵庫県神戸市桜ヶ丘出土の 4 号銅鐸と 5 号銅鐸、伝香川県出土銅鐸、谷文晃旧蔵銅鐸の 4 個の銅鐸の絵画を分析し、これらの銅鐸は同一の工人が桜ヶ丘 5 号銅鐸→桜ヶ丘 4 号銅鐸→谷文晃旧蔵銅鐸→伝香川県出土銅鐸の順に製作したもので、その配列には規則性があるとした。さらに人物の頭の形が○と△の表現をとることと、それぞれの人物の行っている作業との間には密接な関係があると考え、世界の民族誌との比較から○△は男女の区別に他ならないことを明らかにした。佐原真が明らかにしたその「文法」に従えば、「シカ・イノシシは神自身として、

あるいは神の使いの『使わしめ』としての役割をになっている」と解釈し、猪狩→鹿狩の順に描いたのでないかと考えられている (16)。

銅鐸絵画の中に登場する動物で最も多いのはシカで、当時、シカは土地神の化身と考えられ、記紀の説話の中には、そうした姿のシカが多く語られていることによる。しかし、その一方で銅鐸絵画上には、シカを狩る表現が多く描かれている。これに関して、『豊後国風土記』速見郡の条には、田に害を為すシカを戒め、許すことで豊作が約束されたという記述があり、『播磨国風土記』讃容郡の条には、粃種をシカの血に浸すと、急速に米が実ったという説話があり、シカの血と内蔵を稲に撒くと苗が生えるということから、シカは神性のある動物とみられていたことが分かる。弥生時代においても、シカは田と関係の深い「豊穰と繁栄」の象徴だと見なされ、これなどを援用して稲作神事の一環と考えられていた。春成秀爾は、銅鐸の絵に描かれたシカについて、『播磨国風土記』の一節との関連性を述べ、これらの記事はシカの捕獲→生き血に播種、または放免→豊作と整理することができ、何れも場合も播種・田植え前のシカの捕獲が豊作に結びついていることに注目して、「鹿を土地の精霊と考えていたとすると、その血は土地の精霊の血の意味をもつようになる、そして、鹿の血は土地を母体として生育する稲を元気づける霊力を持っていると観念されることになる。(中略)『播磨国風土記』の記事から推測されるような、初夏に鹿を狩り、その鹿の血に浸した稲粃を田に蒔いたり、苗代田にその血を撒いてそこに稲粃を蒔くという習俗＝儀礼は、おそらく弥生時代にまでさかのぼって存在していたのではないだろうか。そのように理解してよければ、これは、銅鐸が春ないし初夏の予祝儀礼の場で鳴らされたことを考えさせる重要な手がかりにもなるのではあるまいか」と指摘している。儀礼的狩猟とは、獲物を狩ることよりも、農耕の予祝を目的としたと考えられ、具体的には農耕が始まる前に、村中の男が総出で共同狩猟を行い、その獲物の数が多ければ、その年の農作物は豊作になると信じられた。つまり、そのような共同狩猟は儀礼的狩猟と呼ばれ、農耕儀礼の一種と考えられていた。日本の場合、この儀礼的狩猟の対象となったのがシカであり、岡田精司は「鹿の生血が稲を育てる上で呪力を発揮している」とし、「稲の生育の季節に鹿の生態のサイクルが対応していることと、早苗や稲穂を喰い荒らす害獣であることが、古代の人々に鹿に対して特別な感情を懐かせることになり、神の化身をそこに見出したり、また多くの伝承を生むことになったものであろう」と述べている (17)。

第2章 古代讃岐の狩猟文化と鷹狩文化

第1節 ヤマト政権時代

鷹狩文化の起源は紀元前 1000 年頃の中央ユーラシアと推測され、特に騎馬で鷹狩を行う騎馬鷹狩文化については、中国シチャゴウ遺跡から出土した鷹匠人物をあしらった青銅製品によって、紀元前 3 世紀頃にその初出が特定されている。このような鷹狩文化は、『日本書紀』の仁徳天皇紀の記事によると、百済から伝来したと伝えられ、それ以降、日本に定

着していったとされる。この『日本書紀』仁徳43年9月朔条に記された伝承は、日本における鷹狩の初見史料であり、鷹甘部と呼ばれる部民が存在していたことが分かる。この伝承によれば、仁徳天皇に献上された鷹について、百済王侯の酒君が「此の鳥の類、多に百済に在り」と答えて、鷹狩の源流は百済にあるとし、天皇は献上された鷹を百舌野で遣って雉を捕り、このとき初めて鷹甘部を置いたとある。鷹甘部は、百済系渡来人の流れを汲む存在であった可能性があり、この鷹甘部を受け継ぐ形で律令制成立以降に兵部省主鷹司（放鷹司）に属したのが鷹養戸、後の鷹戸である。すなわち、酒君は日本産の鷹を飼い慣らして雉を捕らえられるように、百済の放鷹（鷹狩）技術を日本の風土に応用させたといえる。鷹甘部は大化以前の職業部で、鷹養部とも書き、狩猟のための鷹と犬の飼育、調教及び放鷹に従事した。鷹甘部（鷹養部）は軍事的意味を持っていたと思われ、大化以降もその一部は品部として残され、主鷹司鷹戸（鷹養戸）とされた。彼らの姿は群馬県出土の6～7世紀頃の鷹狩埴輪によって窺うことができ、関東地方には6～7世紀頃のものと思われる鷹や鷹狩埴輪が数例出土している。オクマン山古墳（群馬県太田市）出土の鷹狩男子象埴輪は、左手に尾に鈴を付けた全長15cm程の鷹を据え、巾広の鏝のある帽子を被り、肩まで垂らした美豆良を結っている。裾縁に鋸歯文を施した袴をつけ、腰には大帯をしめた身仕度をしている正装した人物は、高い地位にあったと思われ、鷹狩が支配者層の狩猟行事であったことを物語っている（18）。

埴輪は、古墳の墳頂や造り出し、または墳丘周囲に並べられる土製品で、円筒埴輪と形象埴輪に大別され、後者は基本的に家形埴輪・器材埴輪・動物埴輪・人物埴輪の4種に分類される。古墳前期中葉（4世紀中頃）から家形埴輪が墳頂部に出現し、次に盾・甲冑・蓋等の器材埴輪が家形埴輪を取り囲むように配置される。やがて、前期末頃には造り出しや島状遺構上にも器材埴輪が配置される。動物埴輪や人物埴輪は、中期中葉（5世紀中頃）までに登場し、周濠の堤等の墳丘外区に配置されるようになる。讃岐地域から出土した形象埴輪のうち、鳥形土製品は弥生時代の村の周縁から出土するが、古墳時代になると古墳からも出土するようになる。実用品ではなく儀礼に関連した祭具として用いられたと考えられる。一般に、鶏は4世紀前半に現れ、水鳥は4世紀後半に出現する。そして5世紀には鷹と鶇が出現し、鷹を腕に据えた人物埴輪や鶇を腕に据えた人物埴輪もあることから、古墳時代には既に鷹狩や鶇飼が行われていたことが分かる。しかし、讃岐地域からは鷹狩埴輪はまだ発見されていないが、四国における古墳出土形象埴輪について調査研究した蔵本晋司は、今岡古墳（高松市鬼無町）出土の鳥形埴輪について鶇形埴輪の可能性を示唆している（19）。

鹿狩については、古代中国では、帝王の地位を得るために争うことを「中原に鹿を追う」といい、古代中国の帝王たちは、野獣を狩り、それを神への犠牲にした。「中原に鹿を追う」とは、国家的な祭祀の犠牲として鹿を確保することで、それが王権の争奪を意味するようになったのである。秦の始皇帝も行った「巡狩」は、領有した大地を巡りながら狩った獲物で神を祀り、自らの寿命を延ばそうとするものであった。『日本書紀』や『風土記』には、王が国々を巡りながら狩を行う「巡狩」も見え、丘の上等からその国を眺める「国見」的

要素を帯びていた。ヤマトの王たちの狩猟も、王権と直結していたと考えられる (20)。

第2節 奈良時代

1. 古代王権と放鷹（鷹狩）

王権とは、A. M. ホカートの著作『王権』にみえるように文化人類学・象徴人類学の概念で、kingship の訳語である。王権論は、国家が成立していない未開な社会を中心にして権力の発生や権威のあり方を分析する概念で、荒木敏夫は「王権の意味は、①王の権力、②王を王たらしめている構造・制度、③時代を支配する者・集団の権力、の3つに分けて考えるのが妥当だとし、王と王権を区別して、王権を天皇の権力とのみ限定しないで、多元的王権論によって日本の支配階級の構成を歴史的に理解す方向を追求し、古代王権が大王・天皇を軸として、他の王権を構成するものが補完と対立の関係を含んだ多極構造であった」とした。古代王権における狩猟の持つ意味について、『礼記』王制では、王者が狩猟を行わなければ「不敬」となり、王者にとって狩猟は必須の行動とされていた。日本古代の王権にとって狩猟がどのような意味を持っていたかについて、石上英一は、擅興律擅發兵条と職制律監臨官強取猪鹿条を分析して「在地首長は共同体内において狩猟を行い、共同体成員から獲物を収奪することを認められていた」とし、「そのような在地における生産関係に規定された獮贄とは、山野の領有権の具体化されたものである」と考察した。谷川章雄は、『古事記』『日本書紀』『風土記』の狩猟伝承を分析した上で、「王権にとって狩猟とは、鳥獣に対する天皇の所有権を示した儀礼であり、軍事的氏族・部との結合紐帯を強化するものであり、古代王権と周縁的世界との関わりを示すものである」と指摘した (21)。

鷹狩は放鷹、鷹野ともいわれ、猛禽類の鷹（オオタカ、ハイタカ、ツミ）、隼（ハヤブサ、コチョウゲンボウ）、鷲（イヌワシ、クマタカ）等を訓養して、これらに常食の鳥獣を捕捉させ、それを遣い手が取り上げる間接的な狩猟法であるが、古代王権の鷹狩を支えた養鷹・放鷹官司の変遷については、ヤマト王権段階の鷹甘部から、これを受け継ぐ形で律令制成立以降には兵部省主鷹司（放鷹司）に属する鷹養戸（後の大宝令官員令別記によると、鷹戸は大和・河内・摂津に17戸が置かれ、品部として調を免除されていた）がいて、犬飼（犬養部）や餌取もその配下にあった。放鷹（鷹狩）とは、野生の鷹を飼育調教して狩猟に利用するという特殊な狩猟技術で、養老職員令（令集解別記）によれば、主鷹司には正1人・令使1人・使部6人・直丁1人・鷹戸がいて、養老・天平期には放鷹司と称された。鷹戸は品部であったが、『続日本紀』養老5年7月庚午条によれば、放鷹司官人・品部は停止されている。主鷹司は、鷹・犬の調練を職掌とし、鷹巢を作って鷹を育てることなどを行った。その後、仏教思想の浸透や教化によって殺生戒による禁令が出され、養老5年（721）には一旦廃止されたが、まもなく復活して神亀3年（726）に鷹戸10戸が定められた。天平宝字8年（764）に再び廃止され放生司となり、延暦10年（791）に鷹戸も停止されたが、主鷹司は794年までには復置されている。この間、鷹狩は天皇をはじめ貴族の遊戯と

して盛んに行われたが、宝亀4年(773)以来、795年、804年としばしば私的に鷹を飼うことが禁止され、大同3年(807)には親王・觀察使以上、六衛府次官以上には特に印書・公駮が与えられて放鷹が公許されたが、鷹飼は天皇の権威と結びつく性格を強めていった。すなわち、古代王権が主宰する鷹狩については、途中、放生や殺生禁断との関わりで中断することはあっても、鷹狩それ自体は古代王権を強化するために重要な役割を果たしていたといえる(22)。

古代王権と山野河海の支配について、中国では排他的占有空間として園あるいは苑という空間があったが、日本の令では、唐令と異なり「非禁処」という一節が「山川藪沢之利、公私共利」の前に規定されている。このことは日本の「禁処」が「公私共利」の適用外の空間であり、同時に「山川藪沢之利、公私共利」の前提となる空間であったことを示している。このように山野河海における「禁処」は、史的には天武・持統朝に現れ、天武朝以前の「標野」が一時的な占有空間であったのに対して、天武・持統朝以降の「禁処」は固定的・永続的占有空間であった。史的にも実地的にも、「禁処」相当空間は天武朝以前にはなく、「禁処」は天武4年(675)以降に公私共利政策と関連して成立したことが分かる。それまで大王権は山海に関わる諸神に対して上位の宗教的権威を確立していなかったが、7世紀後半になると、天皇は山神や海神を圧倒し、その上位に位置する宗教的権威へと転換して、山野河海も天皇によって食される空間となった。大化前代には、海部・山部が大王にツキ・ニへの形で産物を貢納し、膳大伴部が料理してそれを天皇が食する形で「山海之政」は具現化されていたが、律令制下になるとそれらのツキ・ニへは公民による貢納へと変質し、「山海之政」が「食国之政」に包摂されることになったのである。すなわち、鳥獣の贄が貢進される形態には、天皇自身が参加する狩猟において、直接獲物が贄として貢進される場合と、諸国から貢進される場合の2つがあったことになる(23)。

古代国家の形成されていく過程と思われる7世紀において、天皇が行う狩猟に菓猟というものがあった。菓猟とは、初夏に鹿の若角をとることを目的として行われる狩猟で、『日本書紀』には菓猟やそれに類するものが6例記載されている。『日本書紀』推古19年(611)5月条には「夏五月の五日に、菟田野(うだのの：奈良県宇陀市)に菓猟す。鶏明時を取りて藤原池の上を集ふ。会明を以て乃ち往く」との記載があり、史料で確認できるわが国最初の菓猟の記録である。菓猟の際に、男性は菓効の大きい鹿の角をとり、女性は菓草を摘んだとされる。菓猟は、主として鹿茸(鹿の袋角)もしくは鹿の肉の入手と菓草の採取を主たる目的にしたとみられ、推古朝以降には宮廷行事として確立し、原則夏至に近い5月5日に行われ、奈良時代には宮廷内の儀礼に移行し、平安時代になると殺生禁断政策のもとで形骸化が進み、天皇が馬埒殿や武徳殿に出御して騎射・馬射を観る端午節会に変容した。この間、古代の代表的な肉は鹿と猪で、鹿は「鹿宍(かのしし)」、猪は「猪宍(いのしし)」と記され、獣肉の料理は、肉を細かく切って生で食す「膾」から始まり、それを保存するために塩漬けや干肉に加工し、干肉を麴や塩を混ぜた酒に漬けて作る塩辛・鹿醢に仕立てられた。『和名類聚抄』では醢を「ししびしお」と読み、『延喜式』には「兔醢・魚醢・鹿醢・宍醢」等の語が見られる。平城京跡からは、(表)「讚岐国□□(御野カ)郡

□(熊力)岡郷鹿醢二斗」(裏)「天平七年(735)十月」と記された木簡が出土し、讃岐国でも菓猟の一環として鹿狩が行われ、三野郡熊岡郷では鹿醢が作られていたことが分かる。同じ平城京跡からは「讃岐国三野郡阿麻郷 丸部/宮目戸同丸部古君塩三斗」という木簡が出土しており、この丸部氏はのち宝亀2年(771)に、丸部臣豊掾が私物をもって窮民20人以上を養い(『続日本紀』)、嘉祥2年(849)には丸部臣明麻呂が都への出仕から帰郷して三野郡大領となるなど(『続日本後紀』)、都との関係をもちつつ、郡内で影響力をもつ豪族であったので、三野郡熊岡郷の鹿醢の生産・貢進にも関係していたものと考えられる(24)。

菓猟の源流は、高句麗王室が3月3日に楽浪の丘で行った鹿・猪を狩る行事と古代中国の長江中流域で5月5日に行われた雑菓を摘む民間行事にあり、推古朝には、源流が異なる行事を併せて壮麗な宮廷行事としたとされている。先述の菟田野への菓猟では、冠位十二階に基づく冠をつけ、冠と同色の服を着用し、冠には飾りを用いるなど、高句麗と類似しており、菓猟の源流とも深く係わっていると考えられる。その後、『日本書紀』には推古22年(614)と天智7年(668)の5月5日に菓猟を行ったと記載され、『続日本紀』神亀元年(724)五月癸亥条の猟騎観閲は菓猟ではないが、5月5日に行われていることから、菓猟の遺制と考えられる。馬を観閲した後で騎射が行われており、騎射と菓猟には共通する点が少なくなかった。このように菓猟が行軍の編成形態をとり、一種の武力的行動であるということは、王権にとって観閲という型で、位階秩序を機能させ、王権の強大さを内外に誇示する目的が馬に関係する行事にはあったのではないかと思われる。菓猟における行軍の編成形態と位階秩序の機能という特色は、菓猟が王権によって行われる観閲の場であり、行軍の編成形態をとっていることで位階秩序を機能させていたと考えられる。大日方克己は「この菓猟が朝鮮半島の狩猟儀礼と中国の採菓行事と農耕予祝の儀礼が習合して形作られたものである」と捉え、「7世紀後半以降、官人たちと騎馬軍勢の軍事的結集と服属・奉仕を表現する儀礼としての意味をもつようになった」と説いている(25)。

2. 国司の養鷹と田猟の実態

天禄2年(970)源為憲によって撰述された『口遊』(『続群書類従』巻930雑部32)の中に、甲斐・信乃・下野・陸奥・出羽・能登・越後・安芸・大宰府の各府国から鷹が貢上されて内裏にもたらされる時期(貢鷹期)が記されている。次いで「御覧御鷹」があつて、貢上された鷹は天皇の「御覧」を経た後に「御鷹飼」に分給された。このように「貢鷹期」と「御覧御鷹」が定められていたということは、全国の国衙にも養鷹機関が存在していたということであり、多くの鷹養人・鷹仕が鷹の捕獲から調習に至るまで関与していたと思われる。天平10年(738)の「筑後国正税帳」(正倉院文書)には、鷹養人・犬飼らの食稻が計上されており、6月1日から9月29日までの5か月147日間にわたる鷹犬の調習が行われていたことが分かる。5月頃に巢下された鷹子が国衙に集められ、狩りの季節を迎える前に調習が終わり、長期の運搬にも耐えられるように仕上げられたものと考えられる。この期間に鷹養人は国衙に上番してことに当たっていたと思われる。こうした鷹の貢上体制

は、「諸国所有鷹鷯」（『続日本紀』天平17年9月癸酉条）、「例貢御鷹」（『類聚三代格』貞観元年8月13日官符）、「五畿七道諸国年貢御鷹」（『日本三代実録』貞観元年8月8日条）、「貢御鷹鷯」（『類聚三代格』貞観5年3月15日条）などの記述から、全国的なものであったとみられる。貞観5年（863）3月15日付の太政官符に記された諸国の状況は、「今聞、或国司等多養鷹鷯、尚好殺生、放以獵徒縦横部内、（中略）而今或聞、輕狡無頼之輩私自入狩、以壇場、鳥窮民苦更倍昔日、国司聞見無心糾察」とあり、国司等が多く鷹鷯を飼い、部内に「獵徒」を横行させており、また、禁野に入って狩猟する「輕狡無頼之輩」に対して国司が糾察する心無しとしている。すなわち、これら「獵徒」や「輕狡無頼之輩」の結節点に位置していた国司は、任国内の渡来氏族等に養鷹を委任して多くの鷹鷯を飼い、また郡司・百姓等を駆使して鷹を入手するなど、諸国の養鷹委任の中心に位置していたといえる。このように鷹を国衙が掌握するという事は令制下の伝統であり、国衙には鷹を朝廷に献上するために国内各地の鷹巢を掌握し、鷹栖を保護して、鷹子を集める体制を作って、鷹養人を置いていたと考えられる。平安中期、伊賀国では国内南部にある伊勢神宮所領四至についての在地刀祢らの注進の中に「一、鷹巢一所 号色豆巢」とあり、色豆巢と称される鷹巢の場所が記されている。あえて鷹巢を注記しているのは、国衙にとって特別な意味があったためであり、伊賀国衙には養鷹機関があつて、在家人らが国衙に上番して鷹の飼育に当たっていたことを示し、諸国に御鷹貢上を保証する国衙養鷹機関の存在を徴証する史料であるといえる。諸国では「鷹取」と呼ばれる人々が野生の鷹を捕らえて国府に売り、国府はその買い取った鷹を「鷹養人」に預けて調鷹を任せ、5か月の調教後、一部の鷹・犬を残して他を御鷹部領使に付けて貢上させたのである。京における養鷹・放鷹の盛行は地方における捕獲・調習法と密接に関係しており、地方鷹飼の豊富な経験と適確な技術の上に成り立つものであったと考えられる（26）。

このように天皇御覧の儀を経て諸司に分給されるものには、鷹の他に鶉と馬があつたが、現在のところ、讃岐における貢鷹制度の中心であったと考えられる国司の養鷹の実態や讃岐国衙における養鷹機関の有無等については確認されていない。国司の養鷹を物語る史料としては、『万葉集』の越中守大伴家持作「放逸せる鷹の歌」がある。天平18年（746）7月に国司として越中国へ赴任した大伴家持は、射水郡古江村で入手した蒼鷹に「大黒」という愛称をつけて、養吏の山田史君麻呂に預けて調教を命じていたが、翌19年のある日にその君麻呂が三島野で鳥狩りをしたとき、「大黒」が手元を離れて二上山の方面へ飛び去ってしまったという。家持はその報告を聞いて落胆し悔しがり、夢の中で「大黒」が近いうちに帰還すると告げられ、期待感を込めて翌年9月26日に「放逸せる鷹を思ひ、夢に見て感悦して作る歌一首 併せて短歌」（『万葉集』巻17）を完成させている。『続日本紀』聖武天皇神亀5年（807）8月甲午の条には「天下之人亦宜勿養」とあり、鷹狩りが官人たちのみならず広く天下の人々の間にも行われていたことが知れる。家持も鷹狩りを好み、序で「大君の遠の朝廷そ」と歌い起こし、越中の大自然を総括的に叙し、次に「鮎走る夏の盛りと・・・」と夏の鶉飼の情景を述べ、対する形で「露霜の秋に至れば・・・」と秋の鷹狩りの情景を高く描きあげている。家持は、また天平勝宝2年（750）3月8日作「白き大鷹を詠む歌一首」に

においても、「秋付けば萩咲きにほふ石瀬野に馬だき行きてをちこちに鳥踏み立て…」と詠み、若き国守家持のエネギッシュで男性的な鷹狩の場面が髣髴される。家持の鷹狩の背景には、越中国府近傍の二上山祭祀権掌握を通じて軍団復活による国内混乱の收拾を図ったものと考えられている (27)。

日本古代においては、在地首長層による田獵が公認されており、そのための獵場は広範に存在していたと思われ、宝治 3 年 (759) 3 月付の讃岐国司庁宣にも、「放逸無讖之輩」が善通寺の近辺であることを憚らず田獵を行うために、猪鹿が寺領内に遁入して殺生が行われていると訴えて、寺領四至内を「永停止殺生」にしてほしいと願い出ている。田獵とは、狩獵一般を意味する語であり、田は田地そのものや稲を刈り取る義に加えて、田地に集まる鳥獣の害を防ぐために禽獣を捕らえることから、獵と同様に狩りする意味をもつに至った。田獵には公田獵（天皇の田獵と官人の公事の田獵）と私田獵（官人・民間の私的な田獵）があった。『続日本紀』天平 13 年 (741) 2 月戊午条に「詔曰、…又聞、国郡司等、非縁公事、聚人田獵。妨民産業、損害実多」とあり、同年 3 月乙巳条には「毎月六齋日、公私不得漁獵殺。国司等宜恒加檢校」と、公私の田獵を檢校するように国司が命じられている。六齋日にさえ公事として漁撈・田獵・殺生が行われていたことが分かり、公田獵が天皇以外で国司より下位レベルにおける田獵の存在を示している。また、私的領域における田獵主体が郡司に限らないことは、『類聚三代格』大同 3 年 9 月 23 日太政官符所引宝龜 4 年 (773) 正月 16 日膳勅符に「如聞、京畿諸国郡司百姓及王臣子弟、或詐称特聽、或仮勢侍臣、争養鷹鷄、競郊野」とあり、畿内諸国の人々が競うように鷹狩していたことなどからも明白である。その後、国家の支配秩序を媒介するものとしての田獵や饗応の重要性が認められるようになり、養老律の擅興律擅發兵条では郡司の在地首長としての狩獵権を認め、職制律監臨官強取猪鹿条では郡司の狩獵の獲物である猪・鹿を中心とする食料品の収奪権を認めるなど、田獵が容認されることになった (28)。

第 3 節 平安時代

1. 良吏政治における国守属郡巡行と鷹狩

讃岐国の律令規定上の位置づけは、『延喜式』卷二十二・民部上によれば、上国で 11 郡を管轄し、国司の定員は、『令集解』職員令 71 上国条によれば、守・介・掾・目各 1 人と史生 3 人であったが、『続日本紀』天平宝字元年 (757) 5 月乙卯条には目 1 人が増員され、宝龜 10 年 (779) 閏 5 月丙申条には史生が 4 人に増員されるなど、遠江・美濃とともに准大国扱いとなっている。すなわち、8 世紀後半には讃岐国は上国であって大国並みに扱われていたのである。官位令従五位条の規定では、讃岐守は従五位下の位階が相当であったが、9 世紀に讃岐守に任命された官人には四位の者が多く、貞観年間には讃岐守を歴任した者は、最終的に二位・三位まで昇進している。この背景には、『類聚三代格』卷七の天長元年 (824) 8 月 20 日付太政官符「一、扱良吏事」に、当時の政府首班であった右大臣藤

原冬嗣が、有能な国司に地方行政を委ねて地方の振興を図ることと、業績をあげた国司には高い評価と応分の昇進を約束することが肝要であると政策提言をしたことがあると考えられる。こうして始まった平安前期の国政改革において、儒教的な合理主義精神や徳治主義を持った文人官僚が国司として派遣され、地方政治の立て直しに努めた。そして彼らを良吏・能吏と称し、その政治を良吏政治といった(29)。

元慶6年(882)から4年間讃岐権守の任にあった藤原保則(825~895)は、南家藤原氏出身で、備中・備前の国司としての善政や、蝦夷の反乱鎮圧への功績をあげ、のち讃岐・伊予の国司、太宰大貳に任じ、太政官の弁官として有能な良吏であった。文章博士の三善清行が延喜7年(907)にまとめた『藤原保則伝』(『日本古代思想体系』)には、出羽国の民情について「権門の子の年来善き馬良き鷹を求むる者、猥しく聚ること雲のごとし」と、貴族の子弟がその権勢を利用して、蝦夷から不当な価で馬や鷹を手に入れ、彼等を苦しめていると述べており、馬や鷹についての十分な知識や実情を把握していたと思われる。菅原道真(845~903)は、『日本三代実録』仁和2年(886)正月十六日条に「従五位上行式部少輔兼文章博士加賀権守」から讃岐守に転じて、寛平2年(890)までの4年間を務めている。道真が部内巡行によって把握したと思われる貧しい庶民の実情を題材にした五律律詩の連作「寒早十首」(『菅家文章』卷三)には、「寒早浪来人(寒さは他国から逃げて流離浮浪する人に早く来る)……鹿衣三尺弊(鹿皮の衣はもうボロボロ)」と、浮浪人を「鹿の衣三尺の弊れ」と例えたり、「行春詞」には「冥感は終に白鹿を馴らすこと無く(古の鄭弘の行春の時のように白鹿がついてくるというようなことも最後までなく)」と詠んで、自分には昔の中国の良吏のような才能や名声が不足していると、かつて讃岐に赴任した安倍興行や藤原保則という良吏と比較して、自らの国守としての非力を卑下する一方で、酷吏という噂はないという表現で自己評価をしている。また、『漢書』酷吏伝に名を残す鄧都が、法を運用するのに厳格で過酷な刑罰を実施し、人々から「蒼鷹」と呼ばれた故事に基づいて「外聞は幸ひにも蒼鷹と喚ばるるを免る(ただ蒼鷹のような冷酷無惨な酷吏だとうわさされることは幸いにないようだ)」と詠むなど、自らの行動を鹿や鷹に関係した比喻で表現しており、当時の狩猟・鷹狩文化の現状や知識を十分に身に付けていたと思われる(30)。

「養老戸令」第八(33国守巡行条、34国郡司条)には国守の部内巡行について「凡そ国守の守は、年毎に一たび属郡に巡行して」、①風俗を観察し、百年を問うこと、②囚徒を録し、冥枉を利すること、③百姓の疾苦を問うこと、④五教を諭し、五常を紊る者を教誡すること、⑤農桑を勸課すること、⑥貢挙を行うこと、⑦郡司の考課を行い、その害政の尤なる者を即時処分すること、の七事を行うべきとしている。このように国守の部内巡行の内容は多岐にわたり、国守の徳望と政治力を必要としたが、最も重要なのは地方行政の最前線に立つ郡司の考課を行うことであった。考課令の考郡司条には「凡そ国司は、年毎に郡司の行能功過を量りて、四等の考第立てよ」とあり、国司は部内巡行の際に、郡内の実情を子細に観察して、どの郡司には四等の考第のうちのどれを与えるかという、郡司の考状を朝集使に附して民部省に送るための案を作っておかねばならなかった。菅原道真も讃岐守着任直後の仁和2年(886)に一度巡視しており、『菅家文章』卷四には「丙午の歳、四月

七日、予初めて境に莅み、州府を巡視せり」とある。「行春（部内巡行）詞」はその翌年正月下旬から2月初めに作られたと推測され、「養老職員令」には国守の職掌として「掌祀社」とあって、新任国守の初めての部内巡行に当たって、神拝と称して部内に鎮座する神社を巡拝して幣を奉げることが慣例となっていた。道真も一宮をはじめとした諸社を巡拝したと思われ、仁和4年（888）5月には城山神社で「祭城山神文」を書き、酒果香幣を供えて雨乞いの祈願を行っている。伊予三島社では、永観2年（984）まで春の祈雨神事で鹿の生贄が供されていたが（『伊予三島神社文書』）、このときの道真の城山神社への供物の内容については未詳である。この後、道真は権大納言右大将として、宇多上皇が昌泰元年（898）10月20日から12日間にわたる宮瀧（奈良県吉野郡吉野町）への鷹狩逍遥の旅に出たとき、貞教親王・藤原清経（右方鶴飼の頭）・在原友干（左方鶴飼の頭）・藤原季縄（鷹狩の名手）らと共に随行して『宮瀧御幸記』を記している。また、延喜3年（903）の『菅家後集』「叙意一百韻」で、自らの生涯を一詩に託して「鳥路惣鷹鷗（大空の鳥の通り路には鷹と鷗がいる）」と詠んでいる。すなわち、道真は、狩猟や鷹狩について詩臣としての紀伝道（文章道）上の理解だけでなく、野行幸（鷹狩）数寄の宇多上皇の延臣として実地面でも優れた実践力をもっていたものと考えられる。しかし、越中守大伴家持と同じように、道真が讃岐守在任中に鷹狩等を行ったかどうかについては不明である（31）。

2. 放鷹（鷹狩）の盛行と『延喜式』にみる讃岐の鹿に関係した諸税

平安初期には、桓武天皇・嵯峨天皇・光孝天皇・宇多天皇・醍醐天皇らの天皇とその子孫が放鷹（鷹狩）を好み、特に嵯峨天皇は放鷹の技術書として『新修鷹経』を編纂させるなど、日本における鷹術の伝承・発展に大きな役割を果たした。それまで中国の『鷹経』という鷹術書の経巻が日本にも伝来していたが、実際に鷹の飼養や放鷹が盛んになるうちに、鷹術にも錯誤や混乱が生じたために標準となる鷹書が求められ、嵯峨天皇は『鷹経』の見解の上に、実際に蔵人所や近衛府等で鷹術にあたる鷹飼人たちの体験を集約しながら、鷹の良否・調養・放養等の法を微細に説いた『新修鷹経』という書物を撰した。中期以降においても、一条天皇・白河天皇等の愛好者が現れたが、天皇自身よりも貴族層による鷹狩が主流となり、坂上田村麻呂・在原行平・同業平は鷹狩の名手としても知られた。承平5年（935）に編纂された『倭名類聚抄』には鷹の種類や名称が細かく記載されていて、この頃には日本人の鷹に関する知識が深かったことが知れる。一番大きな鷹の雌を「大鷹（オオタカ）」、または「弟鷹（ダイ）」といい、雄を「兄鷹（ショウ）」といった。中ぐらいの大きさの鷹の雌を「鶴（ハイタカ）」といい、雄を「兄鶴（コノリ）」、一番小さな鷹は雌を「ツミ」または「雀鶴（ススミタカ）」という。さらに大鷹については、年齢別に1齡鷹を「黄鷹（ワカタカ）」、2齡鷹を「撫鷹（カタカエリ）」、3齡鷹を「蒼鷹（モリカエリ）」と呼んだ。鷹の名称がこのように分化されていたことは、鷹の扱い方や飼育法・礼法についてもかなり専門化していたことが分かる。のち諏訪流・祢津流・大宮流・神平流等の多くの流派が生まれ、流派ごとに鷹に関する伝書（鷹書）が代々伝えられるようになった（32）。

延長5年(927)に完成した『延喜式』は、醍醐天皇が藤原時平等に勅して諸宮司の守るべき規則を撰集させたもので、古代官人の業務マニュアルとでもいうべき行政の施行細則集である。全50巻からなり、諸国からの税や貢進物、中央で必要とした食材や薬の材料に至るまで、細かく記載されている。「交易雑物」(本来、本人が産物で納入すべきものを国司が正税(稲穀)で買い集めて政府に貢進した物資)には多くの国と多数の動物の皮や角が登場し、巻二十三・民部下・交易雑物条には各国が貢進すべき毎年の品目・数量が詳細に規定されている。「鹿皮」が19か国465枚、「鹿革」が17か国450枚、「鹿角」が7か国70本、「猪皮」は伊豆1か国で10張、「猪脂」は3か国で3斗であった。すなわち、各種皮革の産地として播磨・美作・備前・備中・安芸・周防・長門・阿波・讃岐・伊予・紀伊・大宰府等の43か国が挙げられ、讃岐からは「鹿革二十張、鹿子皮十五張」が貢進されている。鹿皮・鹿革は狩衣や敷物、馬具等に、鹿角は薬にするか、刀掛けにしたものと思われる。

巻三十七には「諸国進年雑薬」という項目があって、当時、中央で使った薬の原料を、その代表的産出国に割り当てて貢進させた国別明細が載っており、讃岐国からは43種が指定され、「鹿角 讃岐国五具」「鹿茸 讃岐国五具」などとある。鹿角はニホンジカの角、鹿茸はその袋角のことで、一具は左右の角一対のことである。後白河法皇によって編まれた平安時代後期の歌謡集『梁塵秘抄』三百六番には「聖の好むもの、木の節・鹿角・鹿の皮、蓑笠・鋤杖・木孿子、火打筒・岩屋の苔の衣」とあり、鹿角・鹿の皮に聖性のイメージを持っていたことが分かる。『宝寿院文庫目録』中の延文3年(1358)6月20日に書写された抄物(経典などの解釈書)の奥書には「宇足郡皮古保浄土寺」と記されており、現丸亀市土器町川古に比定される。「皮古」とは皮籠と書き、皮でまわりを張り込んだ箱のことで、『延喜式』にみえる讃岐国の交易雑物の鹿皮や鹿干物皮との関係が想定される。交易雑物の生産に充てるために国司により平安時代に立てられた保で、原料のとれる国府に近い場所にその立地が規制される場合もあったと考えられている(33)。

3. 『今昔物語集』にみる讃岐の源大夫

『今昔物語集』巻第十九の第十四話に「讃岐国多度郡五位、聞法即出話」が出てくる。「今昔、讃岐国、多度ノ郡、□ノ郷ニ、名ハ不知ズ、源大夫ト云フ者有ケリ。心極テ猛クシテ、殺生ヲ以業ス。日夜朝暮ニ、山野ニ行テ鹿・鳥ヲ狩リ、河海ニ臨テ魚ヲ捕ル」とあり、極悪無道な讃岐国多度郡の源大夫が「郎等四五人許ヲ相ヒ具シテ、鹿共多ク取セテ」、鹿狩りの帰途に立ち寄った法会の講師から阿弥陀仏の本願を説き聞かされ、一念発起してその場で出家し、念仏を唱え、ついに西海を望む高峰の樹上で往生を遂げたという、悪人往生譚の典型として有名な一話である。本話の出典は未詳だが、『宝物集』七、『発心集』三の4、『私聚百因縁衆』九の20等にも同話が所見される。この他『今昔物語集』には、狩人に関する出家話が4話収載されている。①巻第十六の「陸奥国鷹取男依観音助存命語第六」、②巻第十九の「鴨雌見雄死所来出家人語第六」、③巻第十九の「丹後守保昌朝臣郎等射テ母ノ成タルヲ鹿ト出家語第七」、④巻第十九の「西京仕鷹者見夢出家語第八」である。

このように平安時代末期には、鷹狩や鹿狩りが盛んとなり、讃岐でも源大夫に代表されるような狩人に系譜を持つ武士がいたことが想定される。彼らは狩猟以外にも河海での漁撈も行うなど生業複合が行っていたことにも注目される (34)。

第3章 中世讃岐の鷹狩文化

第1節 中世前期（鎌倉時代）

天皇・公家の文化であった鷹狩が、鎌倉期には武家の文化として広まった。源頼朝は、建久3年（1192）に鎌倉に幕府を開き、翌4年3月下旬～5月下旬までのおよそ2か月間に武蔵国入間野の追鳥狩を中に挟んで、下野国那須野・信濃国三原野・駿河国富士野と矢継ぎ早に狩座（狩場が原義）を催している。『吾妻鏡』建久4年5月16日条には「富士野の御狩りの間、将軍家督の若君始めて鹿を射さしめ給う」とあり、頼朝の子頼家が初めて鹿を射止めたことを祝って跡継ぎのために「山神矢口等」の祭りを催している。狩座に参加することは成人儀礼ならびに将来の運勢を山の神に占う呪能的意義を帯びていたので、頼家の統治者としての資格を神に問うて、武将の後継者として認められたことを祝ったものと考えられる。矢口（矢開）祭とは、狩人の世界で初めて獲物を射た時に、その手柄を披露して祝う狩猟儀礼として武家に固有の儀礼でもあった。古来、狩猟は山の神に祈請の上獲物によって物事の吉凶・黒白や成否を占う呪能的行為であり、これを祈狩（うけひがり）といい、その対象となったのが鹿と猪であった。富士野の狩座に出現した大鹿・大猪はまさにそれであり、それらを山の神の化身と見做して、その出現を山の神の影向と観想したものと考えられる。中世において狩りは祭儀であって、神を慰めて神慮をはかり、己の欲するところを招迎しようとする意図に基づいた宗教的実修でもあったのである。このように御家人の多くは、自らの所領の山野や狩倉で狩猟を繰り広げていたと思われる。貞永元年（1232）に制定された『御成敗式目』の第1条には「可修理神社専祭祀事」とあり、神事の重要性が説かれ、武士は各地の神社の神事に奉仕する存在でもあった。その神事・祭礼の供物とするために山野の鳥獣を捕獲するのも武士の職能の1つであった。信濃国の諏訪社は、古代から狩猟神事と動物供儀が行われており、中でも五月会の神事と七月末の御射山の神事は盛大で、中世には信濃国内に所領を持つ武士たちが、それらの神事を勤めていた。各国の一宮等でも同じようなことが行われていたと思われ、特に蒙古襲来後、弘安7年（1284）には幕府の「諸国一宮・国分寺興行令」によって、一宮や国分寺をはじめとする全国の有力な寺社に異国降伏祈祷が命じられ、この動きの中で諸国一宮が復興され、東国のみならず西国の一宮の造営も守護の指揮下に置かれるようになり、これらを通じて国内武士の掌握・統制が図られたと考えられている (35)。

1. 鎌倉幕府の殺生禁断令

鎌倉幕府はしばしば殺生禁断を命じたが、その多くは時間・期間を限定し、しかも神社の供物を調達するための狩猟を許可する但し書きが付されていた。『吾妻鏡』建久6年(1195)9月29日条には「鷹狩を停止すべきの旨、諸国御家人に仰せらる、(中略)但し神社の供物税贄鷹の事は御制の限りに非ず」とあり、幕府はその草創期から、神社の「供祭」以外の鷹狩を禁止してきたことが分かる。しかし、巻狩(獣狩)を禁止する幕府法は見当たらないことから、鷹狩が度重なる禁止にもかかわらず盛んに行われたのは、鷹狩の禁止が殺生禁断ではなく、「過差」の禁止であったとも考えられる。度重なる鷹狩禁止令は、当時、盛んに鷹狩が行われていたことを示すと同時に、幕府が鷹狩に政治文化としての価値を認めて、それを統制しようとしていたことを現わしている。鎌倉後期には、武家首長の巻狩が衰退していく一方で、鷹狩が武家にとっても重要な文化となり、その故実が学習されるようになり、『曾我物語』が成立した13世紀末から14世紀初めには、巻狩より鷹狩に関する知識が高く評価されてるようになっていたと思われる。こうして鎌倉後期の「一遍上人絵伝」には武家屋敷主屋の縁先に鷹が1羽据えられている様子が描かれるなど、中世武士と鷹との関係は日常的なものになっていったものと考えられる(36)。

鎌倉中期以降、関東御家人の西遷によって西国にも鷹狩文化が広められるなど、東国の所領構造や生活様式が持ち込まれて再現されたことが指摘され、東国武士の西遷に伴う支配の在り方で共通する特色の1つとされている。讃岐秋山氏の場合も、文和2年3月5日付の「源泰忠置文」に「一、きやうと(京都)、くわんとう(関東)の御くうしあらハ、めんめんにふけん(分限)にしたかんで、そのさたをいたすへし」とあり、鎌倉幕府の指示に従うように厳命されているので、幕府の鷹狩禁止令も届いており、例外的に神社への贄鷹等が許されていたと思われるが、鎌倉期讃岐における具体的な鷹狩等の実態については不明である(37)。

2. 「志度寺縁起」にみる獵師の當願と暮當

鎌倉時代末期～南北朝期に成立したとされる「志度寺縁起」中の第四幅「當願暮當之縁起及び同縁起文」によれば、桓武天皇の頃、志度の長行という所に當願と暮當という2人の獵師がいて、心を一つにして体を同じにして山野に猛獣を捕らえ、茨の野で飛ぶ鳥を捕らえることを生業として暮らしを立てていた。山城淀の津の馬借白杖童子が仏のお告げによって志度寺本堂を修造し、その慶賀の法会の席に當願は聴聞者として参会していたとき、暮當が今頃は山に出て獲物が獲れたかどうかということが気がかりとなり(志度寺縁起絵には鹿に狙いを定めて弓を引く暮當が描かれている)、そのために聴聞の心が疎かになり、南の山でこだました一発の銃声にふと起こした殺生心から、たちまち首から下が蛇身になって動けなくなったのである。當願が「水の深い所へ連れて行ってくれ」というので、暮當は當願を背負って幸田の池に入り、更に大きくなり満濃の池へ、最後は高松・香西沖の大槌・小槌の海に入ったという物語である。なぜ、生業を休んでまでして加わった法会の席なのに當願は蛇身になってしまったのか。縁起文によれば、法会では「見仏聞法」すべ

きところ、心の内に暮當の狩りをする姿が浮かび、同行しなかったことを後悔したからだ
とある。形ばかり法会に参列し、その内心では殺生を犯していたことによって、救済を渴
仰しながら永遠に報われない大蛇に堕ちたのだといい、一方、大蛇に変身してしまった當
願を満濃池に入れてやった暮當は、その恩返しに両眼を与えられ、その後、聖になったと
いう。2人の獵師は、志度寺の法会を契機として1人は大蛇に変化した挙句に眼を与える
という菩薩行を行い、他方は山野に修行する善智識となったのである。つまり、1人は水
の神としての大蛇となり、他方は自在に山林に修行する聖となったという。このように中
世の靈地草創譚では、殺生を生業とする罪深い存在であるはずの獵師が、靈地の聖なるも
のを見出す役割を担っていて、当時の獵師はそうした逆縁の思考を具現化した存在とみら
れていたといえる(38)。

第2節 中世後期(室町時代)

室町期には、狩野永徳の「洛中洛外図屏風」等に嵐山渡月橋近くを行く鷹匠一行が描か
れるなど、鷹狩が定着し、室町幕府は公家の放鷹や諏訪流鷹術を摂取して大名・守護の鷹
狩を公認する一方、幕府へ鷹を進上させ、幕府並びに大名・守護は天皇に「鷹の鳥」の献
上を行った。6代將軍足利義教の頃には鷹・猿樂統制令が出され、鷹狩と猿樂は室町殿の
みに許される芸能として許認可が必要となり、鷹狩と猿樂を権力の象徴として室町殿の管
理下に置こうとする幕府の動きと解釈できる。その後、三管領等の有力大名から、年頭に
將軍に美物が献上されるようになり、室町幕府政所代蜷川親元の日記『親元日記』文明17
年(1485)の記事には、白鳥・雁・鴨・鶉・青鷺・五位鷺・菱食・鳴・初雁・水鳥等の「鷹
の鳥」がみえる。このように室町期には鷹やその獲物の献上・下賜儀礼化が進んで重要な
政治文化となり、室町の將軍も「鷹の鳥」を朝廷に献上したが、信長や秀吉もこの先例を
引き継いで朝廷の伝統的な權威を利用しようとしている(39)。

1. 室町時代の鷹狩文化

中世後期讃岐における国人・土豪層の鷹狩文化と鷹をめぐる贈答文化については、明応
元年(1492)に香川備中守息の香河五郎次郎が鷹野に往っている(『蔭涼軒日録』)。管領細
川政元の内衆で明応6年(1497)に山城国守護代となった香西元長は、同7年に南山城で
鷹狩を催しており(『御法興院記』)、安富元家は永正元年(1504)の『細川家書札抄』(高
松松平家蔵)には「自御屋形鷹二・鳥十・鯛一折、被送下候、祝着畏入候」とあり、主君
細川政元から鷹・鳥・鯛が送られている。永正4年(1507)の管領細川政元死後の混乱(永
正の錯乱)による細川高国派と同澄元派の抗争の中で、讃岐高瀬郷の土豪秋山源太郎は一
貫して澄元派に属して、澄元の実家である阿波守護家や淡路守護家に接近して活動してお
り、秋山家文書には、(年欠)7月5日付秋山源太郎宛細川氏奉行人薬師寺長盛書状に「就
中、重寶之鷹給候」、同10月29日付細川氏奉行人春綱書状に「就鷹之儀、石原新左衛門尉

其方へ被越候、可然様御調法候者、可為祝着之由例、諸事石原方可被申候間、不能巨細候」と鷹も調教しており、同 11 月 9 日付細川氏奉行人春綱書状には「なくさミのためゑつさい所望之由」と観賞用の雀賊（悦哉）を所望され、同 12 月 27 日付細川氏奉行人春綱書状で「鶴二居致披露候處祝着之旨以書札被申候」と鶴を贈るなどしている。讃岐秋山氏の在地における鷹狩の実態と鷹の進上を通じた細川氏在京奉行衆との密接な繋がりを窺見することができる。享禄頃（1528～1531）の 11 月 12 日には、香川中務丞元景が六角定頼の奉行人永原太郎左衛門尉に「鷹之雁ニ」を上進している（『阿波国徴古雑抄』巻三所収飯尾六左衛門文書）。このような鷹の贈答や所望に関する在地武士と大名・守護家との関係や進上・下賜の手続きは、そのまま両者の主従関係の確認や在地支配の一環として機能したと考えられる。

讃岐秋山氏は、甲斐国巨摩郡出身の鎌倉御家人で弘安年中（1278～88）に三野郡高瀬郷に来住した西遷御家人であるが、阿波守護家との関係は、永正 7 年（1510）6 月 17 日付の香川五郎次郎遵行状にあるように、高瀬郷内水田跡職について秋山源太郎と香川山城守との争論の際に、京兆家御料所として召し上げられ、その代官職が細川淡路守尚春（以久）の預かりとなったことに機縁すると考えられる。両者間の書状のやり取りに伴う贈答品には武士の必需品類が多くみられ、特に鷹・鶴・悦哉が重要視されていたことが分かる。日本野鳥の会香川県支部タカ渡り調査グループの調査記録によれば、荘内半島近辺は、春に朝鮮半島へ向かう鶴が集まりやすい地形で、秋には差羽、雀鷹・雀鶴等が岡山県側から備讃瀬戸の島伝いに南下してくる。このように讃岐秋山氏の所領高瀬郷付近は、春と秋に渡り鳥が飛来する適地であったといえる。讃岐秋山氏は生国における狩猟の伝統や技術を移住地に持ち込むとともに、これらの鷹狩に適した自然環境を活かして狩場や鷹巣山を設定するなどして鷹の道を通じた中世武将として名を成し、その贈答を通じて一族の生き残りを図ったものと考えられる（40）。

2. 殺生禁断と放生会

仏教用語で動物の生命を奪うことを殺生といい、これを禁止することを殺生禁断といった。もともと仏教における戒律の筆頭である殺生戒に由来する寺院内部における自発的な生活規則であったものが、日本中世においてはそれがあたかも世俗の法であるかのように、外部の社会に適用され、権力者はしばしば殺生禁断を民衆に義務づけ、守れない者には厳罰を科すことがあった。そのため、狩猟や漁業に携わる人々はしばしば殺生人あるいは悪人と呼ばれて、死後は地獄に墮ちるともいわれた。当時、殺すことと食べることは切り離して考えられ、「殺す人間は自分とは別」という意識があり、殺すことを職業とする人間がその罪を全面的に負うものとされた。すなわち、社会の中で殺生・加工の場と消費の場が社会的分業によって分離され、それが罪業の分離・脱却を生み、権力と罪業の分離に繋がったといえる。中世を通じて出された殺生禁断の命令書は、ほとんどが狩猟と伐木を禁じたもので、その行為の主体は多くが武士であった。武士が狩猟民的な文化を持つ人々の

中から発生して来たことに要因があり、中世武士が行う矢開・鷹狩・犬追物等の行為は、獲物の聖別（神聖なものとして清めること）を伴う様々な作法によって、罪業の側面が希薄化されたものと考えられる。さらに院政期以降には鷹に対する観念に大きな変化が現れ、鷹は仏陀の生国よりこの国に渡来したもので、菩薩を顕現する鳥であるとする考え方である。中世期に次々と成立した鷹書には、明らかに鷹と諸菩薩が結びつけられており、鷹は聖なる世界からもたらされたという思想によって、あたかも菩薩の化身とされる鳥であるゆえに、鷹は神前の架に繋がれて、神々に奉獻されたのである（41）。

一方、放生会とは、仏教の殺生戒の思想に基づいて行なわれる、捕獲された鳥類魚類を山野池沼に放って命を救う行事で、その功德は『金光明最勝王経』等に殺生や肉食を戒める慈悲の実践として作善の1つとして説かれている。日本では仏教の流布とともに殺生禁断と放生の思想が高まり、殺生禁断と放生は国家的な仏事を実施する前提となった。奈良時代には、鎮護国家の思想のもとに天皇自らが仏教者たることを求められ、国家的仏事を安瀬に執り行うために国家的な精進潔斎でもある殺生禁断と放生が実施されたのである。放生については、『日本書紀』天武天皇5（676）年8月17日条に「諸国に詔して放生せしむ」とあるのが初見史料で、文武元年（697）には毎年諸国で放生を行わせている。その結果、放生会は各地の寺院のほか、八幡神をまつる神社を中心に行なわれ、諸国には放生池が造られ、放生田を設けてその費用に充てられた。讃岐においても「浪打八幡宮放生会駕輿丁次第写」（宝壽院文書）「琴弾八幡宮放生会祭式配役記」（観音寺文書）「冠尾八幡宮御放生会御頭番帳之事」（由佐家文書）「利貞名等年貢公事算用日記」（赤松家文書）等があり、放生会が行われていたことが分かる。明德2年（1391）8月9日には、三野郡詫間荘浪打八幡宮の社務供僧・神人等が会合して放生会駕輿丁の次第を定めており、享徳元年（1452）閏8月15日には、琴弾八幡宮放生会祭式の配役が定められ、舞童8人、伶人13人、神楽男5人、相撲17人等が行列に加わっている。文明7年（1475）11月15日には、永享9年から康正元年までの19年間に行われた冠纒神社放生会の頭番が書写されている。また、明応6年（1497）正月には、小豆島で利貞名ほか5名が共催して「相撲・流鏝馬・放生会・後宴猿楽」を行うなど、各地で放生会が催されている。

天皇主催の鷹狩は野行幸と称され、10世紀初めまで盛んであったが、その後は久しく行われていなかった。白河天皇は承保3年（1076）に嵯峨野で「御鷹逍遥」（鷹狩）を行って復活したが、12世紀になると、貴族社会で殺生罪業観や肉食忌避が強まり、永長元年（1096）の娘郁芳門院の死をきっかけに出家して法皇となり、厳格な殺生禁断令を発令した。しかし、狩猟や漁労の全面禁止は非現実的で、古代・中世の殺生禁断令のほとんどは、時間、空間、方法を限定して発令された。また、神社の供物を調達するための狩猟については許可する但し書きを伴うことが多く、白河法皇の殺生禁断令も「神領御供の外」とされていた。このように殺生禁断令は、山野河海に生息する動植物にも恩恵を施す国王の領土高権の宗教的宣言であったと評されるが、王権にとっては、狩猟（キャプチャー）も殺生禁断・放生（リリース）も同じ意義を有していたと考えられ、どちらも王に生命与奪の権限が掌握されていることを示す行為に他ならないといえる（42）。

第3節 戦国・織豊期

戦国期には、鷹狩は高い政治性を持つ文化として発達し、戦国期の室町殿や大名にとって、鷹狩は単なる遊興ではなく、武威の象徴であって、鷹の贈答が盟約の証しにもなった。讃岐では、三好長治が元亀3年（1572）冬に讃岐国の諸将を集めて山田郡木太郷で鷹狩を行い、多度津雅楽助・大林三郎左衛門が参加している（『南海治乱記』）。また、小西可春著の『玉藻集』第七（1677年）には「阿波の屋形へ羽床伊豆守より白鷺を指上る」とあり、羽床伊豆守政成が「今度於綾川ニ、盡粉骨白鳥一羽生捕畢。進上之如件」という宛状を右筆大林八助に命じて調べさせて「屋形様 御近習衆中」宛てに送り、綾川で採れた白鳥を阿波屋形へ進上している。さらに「多田刑部は西郡に住す。代々鷹の道をよく知ると云々」とあり、讃岐西部に居住する香川氏家臣多田刑部が鷹の道に通じていたことが分かる。

織豊期になると、織田信長は大名や家臣から鷹を献上させるとともに、鷹師を奥羽に派遣して逸物の鷹を求め、朝廷に対する鷹の雁・鶴の献上のみならず、鷹の鳥を家臣団をはじめ安土城下の町民にも下賜するなどの独自性を見せた。太田牛一の『信長紀（信長公記）』には、鷹狩に関する記事が豊富で、信長が鷹を好んだことはよく知られている。信長は室町殿の先例を踏襲して、鷹狩とその獲物の献上や鷹の贈答が京都の伝統的な政治文化であることをよく理解し、大名との鷹の贈答も多い。本拠地の岐阜では実践で用いる武力を獣に向ける鹿狩、京都近郊では伝統的な政治文化であることを踏まえて鷹狩と禁裏への「鷹の鳥」の進上を繰り返すなど、両方を使い分けていたと考えられる。信長が禁裏に進上した鶴によって鶴包丁が行われたことは注目される。『晴豊公記』天正10年（1582）2月2日条に「今日信長より五ツ参候。つる五かかりにて高橋はうちやうさせられ一ツくたされ候」とあり、この日、信長が鶴を進上し、鶴の包丁が行われたことは明らかである（43）。

豊臣秀吉は全国の鷹を居ながらにして獲得できる鷹の確保体制を築き上げるとともに、朝廷と武家の儀礼を融合した独自の贈答儀礼を創出して、天正16年（1588）5月以降は、鷹狩の獲物が献上品となり、朝廷へは白鳥が、大名には鶴・雁が献上されるようになった。福田千鶴は「16世紀に日本の鷹狩は大きく変容し、鷹狩用の鷹がハイタカからオオタカとなり、獲物も雉から鶴に変化したとみて、鶴取の鷹が珍重され、鶴取が日本の鷹狩として伝統化していく大きな画期が豊臣政権であり、人と自然との間も大きく変えた」と指摘している（44）。家臣や従属下にある領主から献上させる場合には「進上」という言葉が使われ、単なる贈与ではなく、従属関係にあることが明白になった。鷹の上納を一元化することで、小領主が持っていた山野支配権を否定し、村落内の小領主は棟別銭免徐と竹林伐採禁止の特権を獲得したのである。このように鷹や鳥の進上は重層的なもので進上と権利の賦与は互酬的關係になっており、最終的には将軍・天皇といった頂点に到達するが、それを支えるのは村落であり、村落は鷹を進上することで特権を獲得し、村落内の小領主も鷹の進上で自らが持つ既得権を維持することができたのである。すなわち、日本には古代の天皇の放鷹にみる「鷹狩する王」（狩る王）の系譜があり、中世にはその伝統が在地武士の小領主の間にも広がり、鷹はその小領主権を象徴し、鷹の献上は服属の儀礼を意味するよ

うになったのである (45)。

註

- (1) 福田千鶴・武井弘一編『鷹狩の日本史』勉誠出版、2021年、2頁～4頁。
- (2) 小山修三編『狩猟と漁撈：日本文化の源流をさぐる』雄山閣出版、1992年、3頁～4頁。
- (3) 唐木裕志「秋山家文書とその歴史的景観（続）」高瀬町教育委員会教育課町史編さん室編『高瀬文化史Ⅳ 中世の高瀬を読む－秋山家文書②－』高瀬町教育委員会、2002年、3頁～39頁。唐木裕志・橋詰茂「秋山家文書とその歴史的景観（続々）」同編『高瀬文化史Ⅴ 中世の高瀬を読む－秋山家文書③－』同前、2002年、15頁～19頁。拙稿「藩政成立期における藩主の『鶴鷹逍遥』的行為の政治文化史的意義－初代讃岐高松藩主松平頼重の藩政における『遊獵』『舟遊』等の位置づけ－」『研究紀要』第58・59合併号、高松大学・高松短期大学、2013年、1頁～77頁。拙稿「中世後期讃岐における国人・土豪層の贈答・文化芸能活動と地域社会秩序の形成（上）（中）（下）（終）」『研究紀要』第79号～第82号、高松大学・高松短期大学、2023年～2024年。
- (4) 渡部明夫「瀬戸内盆地の狩人たち」木原溥幸編『古代の讃岐』美巧社、1988年、8頁～11頁。＜参考＞小豆島在住であった高尾寿氏のコレクションは、瀬戸内海の小豆島沖の海底から採集された、ナウマンゾウやシカ類等の哺乳類化石のコレクションである（国立科学博物館HP）。
- (5) 香川県編・発行『香川県史』第1巻・通史編（原始・古代）、1988年、73頁～74頁、90頁～92頁、148頁、224頁。
- (6) 西本豊弘「動物考古学の現状と課題」『国立歴史民俗博物館研究報告』第29集、国立歴史民俗博物館、1991年、3頁～11頁。小竹遺跡（高山市）からはタカ科の鳥類遺存体が出土している。狩猟によって捕獲され食料となったものか（根崎光男『鷹』法政大学出版局、2024年、36頁）。
- (7) 小池裕子「日本列島における先史時代の狩猟活動」小山修三編『狩猟と漁撈－日本文化の源流をさぐる－』雄山閣出版、1992年、222頁～224頁。
- (8) 縄文時代では、イノシシの土偶が数十例出土しているのに対して、シカの土偶はない。シカとイノシシは、縄文時代の主要な狩猟獣であり、ほぼ同程度に捕獲されているにも関わらず、土偶の出土状況には大きな差異が見られ、弥生時代になるとイノシシ土偶はなくなり、土器や銅鐸に描かれる図ではシカが多くなり、イノシシは少ない（西本豊弘「縄文人と弥生人の動物観」『国立歴史民俗博物館研究報告』第61集、国立歴史民俗博物館、1995年、73頁～86頁。同「縄文時代の狩猟と儀礼」『季刊考古学』第55号、雄山閣出版、1996年、33頁～37頁）。
- (9) 真鍋昌宏「縄文時代」仁尾町誌編さん委員会編『新修仁尾町誌』仁尾町、1984年、78頁～96頁。香川県教育委員会編『新編香川叢書・考古篇』新編香川叢書刊行企画委員会、1988年、109頁、131頁、150頁、154頁。香川県編・発行『香川県史』第1巻・通史編（原始・古代）、1988年、242頁、250頁、265頁～266頁。木原溥幸・丹羽佑一他『香川県の歴史』山川出版社、1997年、20頁。
- (10) 小山修三編『狩猟と漁撈：日本文化の源流をさぐる』雄山閣出版、1992年、4頁。＜参考＞鈴木道之助「縄文時代草創期初頭の狩猟活動－有舌尖頭器の終焉と石鏃の出現をめぐって－」『考古学ジャーナル』第76号、ニュー・サイエンス社、1972年、25～29頁。林謙作「貝の花貝塚のシカ・イノシシ遺体」『北方文化研究』第13号、北大文学部附属北方文化研究施設、1980年、123頁～129頁。羽生淳子は、英語圏では狩猟採集に漁撈を含めてフォーレンジング foraging という言葉が使われ、狩

猟採集民は食糧を居住地の近くで集め貯蔵を行わないフォーレジャーforager と、それに比べて計画的かつ組織的であり、居住の移動頻度の低いコレクターcollector とに分類されるとした（羽生淳子「縄文人の資源利用と文化の長期的変化」池谷和信・長谷川政美編『日本の狩猟採集文化－野生生物とともに生きる－』世界思想社、2005年、45頁～72頁）。

- (11) 内山純蔵「縄文人の移動生活－縄文時代の生活パターンの変遷と動因－」池谷和信・長谷川政美編『日本の狩猟採集文化－野生生物とともに生きる－』世界思想社、2005年、73頁～97頁。同「鳥浜貝塚における縄文時代前期狩猟採集社会の生業構造に関する展望－ニホンジカ・イノシシ遺存体の季節性査定を中心として－」佐々木史郎編『国立民族学博物館調査報告 33：先史狩猟採集文化研究の新しい視野』国立民族学博物館、2002年、185頁～238頁。
- (12) 香川県教育委員会編『新編香川叢書・考古篇』新編香川叢書刊行企画委員会、1983年、67頁～70頁。〈参考〉香川県の動物遺体出土遺跡の遺跡別内訳についてみると、貝塚遺跡 13、集落遺跡 14、製塩遺跡 1、散布地 2 となるが、後 3 者中には、いわゆる「地点貝塚」と呼称される小規模な貝塚遺構を伴う遺跡が含まれるために、依然として貝塚遺跡の占める割合が高い。時期別内訳については、複合遺跡が相当数認められることと、資料の大部分が地表面における採集資料であることから正確な判定を行うことが困難であるが、縄文時代早期から近世までの遺跡が存在することが判明している。さらに遺跡の分布状態については、貝塚遺跡と製塩遺跡にみるように、海浜部に集中的に所在しており、内陸部の丘陵上あるいは山間部における遺跡の所在は確認することができない。しかし、瀬戸内海に直接流入する河川の流域においては、内陸の平野部に立地する遺跡から貝類もしくは魚類の遺体が出土している。また、中型動物としてのシカ・イノシシ・ウシ・ウマと、小型動物としてのイヌ・タヌキの出土頻度が高い点は、ブラキストン線以南の日本列島における哺乳類の遺体の出土傾向に酷似している。なかでもシカとイノシシが多く含まれる点については、遺体の採取作業の容易さを考慮する必要があるが、肉量が多いことと、骨・角・歯牙の有用性に勝れるために、特に好んで捕獲の対象とされたことが考えられる（香川県埋蔵文化財調査センター編『空港跡地遺跡－空港跡地整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告－』香川県教育委員会・香川県埋蔵文化財調査センター・香川県土地開発公社、1996年、356頁～357頁）。
- (13) 善通寺市教育委員会編・発行『彼ノ宗遺跡』1985年、154頁。香川県編・発行『香川県史』第1巻・通史編（原始・古代）、1988年、408頁～413頁。
- (14) 紫雲出山遺跡から検出された石鏃は 321 個で、注目すべきは鹿角製結合式釣針が出土していることである。柄と先端の部分を分離してつくった釣針で、柄は軽く彎曲し、その下端の近くに内彎側から外彎側に通じる貫通孔があって、ここに釣針の先端部分の基端を差し込んで結合するようになっている（『紫雲出：香川県三豊郡詫間町紫雲出山弥生式遺跡の研究』香川県三豊郡詫間町文化財保護委員会、1964年、70頁、78頁、104頁）。〈参考〉瀬戸内海沿岸地域の 46 遺跡から出土した 89 点の釣針の材質は、鹿角製、猪牙製、骨製、鉄製、銅製の 5 種類に分けることができ、香川県の 6 遺跡から 17 点が出土しており、このうち鹿骨製釣針が弥生中期の紫雲出山遺跡から 4 点出土している（西岡達哉「瀬戸内海の極大型釣針」檜崎彰一先生古希記念論文集刊行会編『檜崎彰一先生古希記念論文集』真陽社、1998年、543頁～555頁）。香川県編・発行『香川県史』第1巻・通史編（原始・古代）、1988年、414頁、238頁。
- (15) (財) 香川県埋蔵文化財調査センター編『高松東道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 第4冊：

- 大田下・須川遺跡』香川県教育委員会・建設省四国地方建設局、1995年、66頁～67頁、289頁。
 同編『空港跡地整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 第9冊 空港跡地遺跡IX』香川県教育委員会・(財)香川県埋蔵文化財調査センター、2007年、38頁。信里芳紀「香川の絵画・記号土器」香川県埋蔵文化財センター編・発行『香川県埋蔵文化財センター研究紀要VI』2010年、1頁～28頁。
 橋本裕行「弥生時代の絵物語」『古代史復原5 弥生人の造形』講談社、1989年、129頁～140頁。
- (16) 香川県編・発行『香川県史』第1巻・通史編(原始・古代)、1988年、395頁、411頁、420頁。佐原真「三十四のキャンパス―連作四銅鐸の絵画の『文法』―」『考古学論考』平凡社、1982年、245頁～280頁。松村武雄『日本神話の研究』第4巻、培風館、1958年、492頁～502頁。
- (17) 春成秀爾「銅鐸絵画の原作と改作」『国立歴史民俗博物館研究報告』第31集、国立歴史民俗博物館、1991年、1頁～28頁。同「角のない鹿―弥生時代の農耕儀礼―」高倉洋彰編『横山浩一先生退官記念論文集Ⅱ』1991年、442頁～481頁。平林章仁『鹿と鳥の文化史―古代日本の儀礼と呪術―』白水社、1992年、37頁～38頁、103頁～111頁。岡田精司「古代伝承の鹿―大王祭祀復原の試み―」直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集・上』塙書房、1988年、136頁、140頁。〈参考〉国立歴史民俗博物館編『歴博フォーラム：銅鐸の絵を読み解く』小学館、1997年、32頁～33頁。
- (18) 相馬拓也「騎馬鷹狩文化の起源を求めて―アルタイ山脈に暮らすカザフ遊牧民とイーグルハンターの民族誌―」『ヒマヤラ学誌』第18号、京大ヒマヤラ研究会、2017年、158頁～171頁。新井喜久夫「鷹甘部」『日本史大辞典』平凡社、1973年、619頁。〈参考〉秋吉正博「日本古代の放鷹の技術と形象に関する覚書―仁徳紀、家持歌、靈異記から―」『八洲学園大学紀要』第12号、八洲学園大学、2016年、1頁～14頁。森田喜久男「日本古代の王権と鷹狩」『鷹・鷹場・環境研究』第2号、鷹・鷹場・環境研究会、2018年、1頁～16頁。中澤克昭『狩猟と権力―日本中世における野生の価値―』名大出版会、2022年、29頁。
- (19) 加藤秀幸「鷹・鷹匠、鶉・鶉匠埴輪試論」日本歴史学会編『日本歴史』第336号、吉川弘文館、1976年、60頁～74頁。蔵本晋司「四国における前半期古墳出土埴輪の基礎的研究―香川県今岡古墳出土埴輪を中心として―」香川県埋蔵文化財センター編・発行『香川県埋蔵文化財センター年報(平成27年度)』2017年、55頁。〈参考〉亀井正道『日本の美術：人物・動物はにわ』第346号、至文堂、1995年、50頁～51頁。橋口尚武「鷹狩り―その技術と歴史―」大塚初重他編『考古学による日本歴史12 芸術・学芸とあそび』雄山閣出版、1998年、179頁～188頁。新美倫子「鳥と日本人」西本豊弘編『人と動物の日本史』吉川弘文館、2008年、236頁～238頁。若狭徹「古墳時代における鶉飼いの造形―その歴史的意味―」『動物考古学』第19号、2002年、15頁～24頁。
- (20) 桐本東太「中原逐鹿考」不死の探究―始皇帝巡狩の一側面―『中国古代の民俗と文化』刀水書房、2004年、114頁～135頁、154頁～167頁。〈参考〉吉田比呂子「巡狩儀礼説話の構造―構造分析による解釈・試論―」『上代文学』第53号、上代文学会、1984年、7頁～62頁。
- (21) 大津透編『王権を考える―前近代日本の天皇と権力―』山川出版社、2006年、3頁～12頁、15頁～44頁。A. M. ホカート著・橋本和也訳『王権』人文書院、1986年、282頁～290頁。荒木敏夫「王権論の現在―日本古代を中心として―」『歴史評論』第564号、校倉書房、1997年、50頁～59頁。〈参考〉竹内照夫『新釈漢文大系礼記』上、明治書院、196頁～197頁。石上英一「律令国家財政と人民収奪」永原慶二他編『日本経済史を学ぶ(上) 古代・中世』有斐閣選書、1982年、50頁～60頁。谷川章雄「古代の狩猟伝承について」『早稲田大学教育学部学術研究―地理学・歴史学・社

- 会科学編一』第33号、早稲田大学教育学部、1984年、15頁～28頁。
- (22) 森田喜久男「日本古代の王権と狩猟」『日本歴史』第485号、吉川弘文館1988年、19頁～36頁。
同「日本古代の王権と鷹狩」『鷹・鷹場・環境研究』第2号、2018年、1頁～16頁。
- (23) 鬼頭清明「古代における山野河海の所有と支配」朝尾直弘他編『日本の社会史第2巻・境界領域と交通』岩波書店、1987年、125頁～132頁。〈参考〉森田喜久男「古代王権の山野河海支配と禁処」『歴史学研究』第677号、青木書店、1995年、32頁～39頁。
- (24) 高瀬町編『高瀬町史・史料編』高瀬町、2002年、20頁。〈参考〉佐藤竜馬「讃岐国三野郡成立期の政治状況をめぐる試論」『ミュージアム調査研究報告』第9号、2018年、108頁～114頁。
- (25) 杉山二郎「葉狩考」『朝鮮学報』第60号、朝鮮学会、1971年、95頁～118頁。〈参考〉和田萃「葉狩と『本草集注』—日本古代の民間道教の実態—」『史林』第61巻第3号、史学研究会、1978年、333頁～378頁。岡田芳朗「『日本書紀』の『五月五日』という日の表記について」『女子美術大学紀要』第10号、女子美術大学、1980年、13頁～23頁。西本昌弘「トモ、トモノヲに関する一考察—日本の部と中国・朝鮮の部—」『続日本紀研究』第217号、続日本紀研究会、1981年、217号1～28頁。葉狩は天智7、8年（668、669）にも行われており、その政治的背景として、東アジアにおける白村江の敗戦（663年）が契機となって進行した国内改革（権力集中）と臨戦体制強化（軍事体制強化）の一環であったとも考えられている（吉田孝『律令国家と古代の社会』岩波書店、1983年、26頁。原秀三郎「日本列島の未開と文明」『講座日本歴史』第1巻、東大出版会、1984年、1頁～38頁）。大日方克己『古代国家と年中行事』吉川弘文館、1993年、56頁、68頁～69頁。
- (26) 弓野正武「古代養鷹史の一側面」竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『律令制と古代社会』東京堂出版、1984年、131頁～150頁。秋吉正博『日本古代養鷹の研究』思文閣出版、2004年、37頁～50頁、186頁、232頁～235頁。〈参考〉秋吉正博は「律令国家は養老5年（721）に放鷹戸を停止し、所属の品部鷹養戸を指定解除して公戸に編入し、鷹戸は17戸から神亀3年（726）の10戸へと減じられた。その後、延暦10年（791）の鷹戸廃止記事記事の前後に頻出した諸氏族の改賜姓に関する記事の中に讃岐関係氏族の凡直（新姓：讃岐公）・綾公（綾朝臣）・佐波部首（岡田臣）がいたが、このうち讃岐国阿野郡の綾朝臣は、その名通り絹織物生産に関与していたとされ、同国に同じく分布する秦氏系諸集団を駆使して生産に当たっていたと考えられる。綾氏が鷹戸や放鷹に関わったとするならば、秦氏の始祖弓月君は百済から渡来した。綾朝臣は、鷹戸として養老5年に至るまで出仕していたか、養老5年の造籍に際して鷹戸とのかかわりを断ち切れ、その役割を奪われたのではなかろうか。かつて讃岐国で鷹戸を点定していたと類推することもできる。あるいは綾氏は養老5年を遡る遙か以前に鷹戸に点定されていたが、早く鷹戸の指定を失い公戸に編入された可能性もあると考えられる」と述べている（秋吉正博『日本古代養鷹の研究』思文閣出版、2004年、47頁～48頁）。新井喜久夫「品部雑戸制の解体過程」弥永貞三先生還暦記念会編『日本古代の社会と経済』上巻、吉川弘文館、1978年、479頁～527頁。野田嶺志『律令国家と軍事制』吉川弘文館、1984年、45頁～46頁、200頁～203頁。井上満郎『平安時代軍事制度の研究』吉川弘文館、1980年、1頁～28頁、73頁～103頁。
- (27) 下田忠「家持の『鷹』の歌」『福山市立女子短期大学紀要』第10号、1984年、7頁～11頁。秋吉正博『日本古代養鷹の研究』思文閣出版、2004年、138頁～139頁、235頁。
- (28) 香川県編・発行『香川県史』第8巻・資料編、1986年、31頁～32頁。水野祐「獺擅人考」竹内理

- 三博士古希記念会編『統律令国家と貴族社会』吉川弘文館、1978年、23頁。〈参考〉石上英一「律令国家財政と人民収奪」永原慶二他編『日本経済史を学ぶ（上）古代・中世』有斐閣、1982年、57頁～60頁。同『律令国家と社会構造』名著刊行会、1992年、146頁。古川順大「養老律における田獵容認の背景—公私の田獵とその諸相—」『日本歴史』吉川弘文館、2010年、19頁～35頁。
- (29) 仁藤敦史「格式からみた国の等級」『国立歴史民俗博物館研究報告』第244集、2024年、247頁～263頁。〈参考〉吉村茂樹『国司制度崩壊に関する研究』東大出版会、1957年、203頁。佐藤宗諱「平安初期の官人と律令政治の変質」『史林』第47巻第5号、1964年、631頁～665頁。西別府元日「平安初期の政治基調について」『史學研究』第137号、1977年、1頁～26頁。亀田隆之「良吏政治の考察」井上光貞博士還暦記念改編『古代史論』下巻、吉川弘文館、1978年、1頁～45頁。
- (30) 大曾根章介校注「藤原保則伝」『日本思想体系8・古代政治社会思想』岩波書店、1979年、59頁～73頁。香川県編・発行『香川県史』第1巻・通史編（原始・古代）、1988年、761頁～762頁。〈参考〉弥永貞三「菅原道真の前半生—とくに讃岐守時代を中心に—」川崎庸之編『日本人物史大系 第1巻古代』朝倉書店、1961年、148頁～193頁。坂本太郎『菅原道真』吉川弘文館、1962年、32頁～34頁、65頁～85頁。所功「『藤原保則伝』の基礎的考察」『藝林』第21巻第3号、藝林会、1970年、102頁～125頁。滝川幸司「詩臣としての菅原道真」『詞林』第22号、大阪大学古代中世文学研究会、1997年、1頁～16頁。竹中康彦「讃岐守菅原道真に関する一考察」大阪大学文学部日本史研究室編『古代中世の社会と国家』清文堂、1998年、267頁～284頁。春名宏昭「菅原道真の任讃岐守」和漢比較文学会編『菅原道真論集』勉誠出版、2003年、448頁～470頁。森公章『天神様の正体—菅原道真の生涯—』吉川弘文館、2020年、92頁～107頁。渋谷啓一「菅原道真がみた讃岐国」香川歴史学会報告、2012年、1頁～2頁。
- (31) 三木雅博・谷口真起子「『行春詞』札記—讃岐守菅原道真の国内巡視—」和漢比較文学会編『菅原道真論集』勉誠出版、2003年、292頁～321頁。〈参考〉石上英一「律令国家財政と人民収奪」永原慶二他編『日本経済史を学ぶ（上）古代・中世』有斐閣、1982年、59頁。武居明男「菅原道真作『宮瀧御幸記』考—『扶桑略記』所収節略逸文略注—」同前、2003年、364頁～386頁。道真は若い頃、「弹琴を習うことを停む」（『菅家文章』巻一）とあって、習っていた琴を止めて学問に専念する決意をしており、貞観12年（870）には、道真が弓の名人であったということが『北野天神御伝記』にみえ、『北野聖廟縁起』にはそれが説話化されている。これは道真が文武両道に優れていたことを示すものであるが、これ以外に道真が武技に長じていた徴証はなく、対策合格を予告するための創話と目されている（森公章『天神様の正体—菅原道真の生涯—』吉川弘文館、2020年、67頁～68頁）。元慶5年（881）の詩「博士難」には「吾家非左将（菅原の家は武門の家ではなく、儒教を中心とした学問を家業にしている）」とあり、基本的に道真は鴻儒詩人として生きることを理想としていたと考えられる（藤原克己『菅原道真』ウエッジ、2002年、11頁～12頁）。その上で道真は、仁和4年（888）作の「懺悔會作、三百八言」（『菅家文章』巻四）で「漁叟暗傷昔兄弟、獵師好殺旧君親」と詠み、漁夫や獵師は前世は兄弟や君親だったかもしれないという仏教的教養を以て民衆を深く理解しようとしている。
- (32) 長澤武『動物民俗Ⅰ』法政大学出版局、2005年、67頁～69頁、72頁～73頁、206頁。根崎光男『鷹』法政大学出版局、2024年、15頁～17頁。
- (33) 香川県編・発行『香川県史』第1巻・通史編（原始・古代）、1988年、719頁、820頁。〈参考〉

- 『延喜式』典葉寮式には讃岐国に葉園が置かれ、葉圃人がいたことが分かる（『菅家文章』巻三）。山名隆弘『中世鷹狩の研究』（博士論文）、國學院大學、2015年、62頁～81頁。鹿茸について、東晋の葛洪撰『抱朴子』内篇（317年）には「南山には鹿が多い。牡鹿一匹はよく牝鹿百数匹と遊ぶ」とあり、神仙思想では特に雄鹿の幼角（袋角）が生薬として効能があるとされていた。讃岐では、寛永10年（1633）の「讃岐国絵図」に「大野鹿角（大野郷鹿角村）」の地名が、『東讃郡村免名録』（江戸後期）の寒川郡鴨部中筋村には「川古免」がみえる。
- (34) 小峯和明校注『新日本古典文学大系 36：今昔物語集・四』岩波書店、1994年、153頁～159頁、543頁～550頁。＜参考＞森正人『『今昔物語集』の讃岐の源大夫』『国文学 解釈と教材の研究』第20巻第15号、学燈社、1975年、208頁～209頁。
- (35) 中澤克昭「中世日本の鷹狩」福田千鶴・武井弘一編『鷹狩の日本史』勉誠出版、2021年、46頁～49頁。同「日本中世狩猟文化史論序説」中村生雄・三浦佑之・赤坂憲雄編『狩猟と供儀の文化誌』森話社、2007年、99頁～102頁。根崎光男『鷹』法政大学出版局、2024年、13頁＜参考＞川島茂昭「中世の巻狩はどのような意義があったか」峰岸純夫・池上裕子編『新視点・日本の歴史』第4巻・中世編、新人物往来社、1993年、244頁～249頁。石川淳一郎「中世・近世における狩座と狩猟信仰」小山修三編『狩猟と漁撈：日本文化の源流をさぐる』雄山閣出版、1992年、226頁～235頁。石井進「中世成立期の軍制」『鎌倉武士の実像』平凡社、1987年、2頁～57頁。
- (36) 平雅行「殺生禁断の歴史的展開」大山喬平教授退官記念会編『日本社会の史的構造（古代・中世）』思文閣出版、1997年、149頁～171頁。同「日本の肉食慣行と肉食禁忌」脇田晴子・アンヌ・ブッシイ『アイデンティティ・周縁・媒介』吉川弘文館、2000年、146頁～162頁。＜参考＞『吾妻鏡』寛元3年（1245）12月16日条には、六斎日の殺生禁止を命じたが、その条文には「但し、神社の例有るの供祭は、制の限りに非ず」とあり、供物のための殺生が禁止対象外とされている。
- (37) 河合正治「東国武士団の西遷とその成長」広島文理科大学史学科教室編『史学研究記念論叢』柳原書店、1950年、53頁～72頁。＜参考＞五味克夫「東国武士西遷の契機」『鎌倉幕府の御家人制と南九州』戎光祥出版、1968年、181頁～195頁。瀬野精一郎「東国御家人の西国下向」『歴史の陥穽』吉川弘文館、1985年、204頁～213頁。田中大喜代表「西遷・北遷東国武士の社会的権力化」科研費研究成果報告書、2023年。高橋典幸「西遷武士小早川氏と楽音寺」『国立歴史民俗博物館研究報告』第245集、国立歴史民俗博物館、2024年、163頁～178頁。
- (38) 梅津次郎「志度寺絵縁起に就いて」『国華』第760号、1955年、208頁～222頁。＜参考＞阿部泰郎「中世宗教世界のなかの志度寺縁起と『当願暮当』」『国立能楽堂上演資料集<3>』日本藝術文化振興会、1991年。長谷川隆「志度寺の『当願暮当之縁起』について」『香川高等専門学校研究紀要』第7号、香川高等専門学校、2016年、4頁～7頁。太田昌子編『志度寺縁起絵－瀬戸内の寺を巡る愛と死と信仰と－』平凡社、2019年、140頁～146頁。
- (39) 盛本昌広「戦国期の鷹献上の構造と贈答儀礼」『歴史学研究』第662号、青木書店、1994年、1頁～15頁、64頁。同『日本中世の贈与と負担』校倉書房、1997年、279頁～285頁。＜参考＞大友一雄「鷹をめぐる贈答儀礼の構造」『国史学』第148号、1992年、1頁。芥川龍男「戦国武将と鷹－豊後大友氏を中心に－」『日本歴史』第494号、吉川弘文館、1989年、79頁～84頁。二木謙一『中世武家の作法』吉川弘文館、1999年、88頁～89頁。中澤克昭「中世の鷹狩に関する研究の動向と課題」『鷹・鷹場・環境』第2号、鷹・鷹場・環境研究会、2018年、36頁～63頁。

- (40) 唐木裕志「秋山家文書とその歴史的景観（続）」高瀬町教育委員会教育課町史編さん室編『高瀬文化史Ⅳ 中世の高瀬を読むー秋山家文書②ー』高瀬町教育委員会、2002年、3頁～11頁。＜参考＞日本野鳥の会香川県支部タカ渡り調査グループ『荘内半島におけるタカ渡り調査記録 2016年秋～2021年春』日本野鳥の会香川県支部、2022年、12～13頁、38頁、42頁。讃岐秋山氏の所領高瀬郷には「下勝間 諏訪祠 鷹ヶ峰にアリ」とあり（『高瀬町誌』高瀬町、1975年、439頁）、周辺地域には三野郡詫間村に「狩場」、三野郡上麻村には「鷹之巢」の小字名が残る（『西讃府志』）。
- (41) 荻米一志『殺生と往生のあいだー中世仏教と民衆生活ー』吉川弘文館、2015年、3頁～4頁、33頁～35頁、196頁。＜参考＞中澤克昭『肉食の社会史』山川出版社、2018年、67頁～69頁。五味文彦「王権と幕府ー殺生禁断令を媒介としてー」色川大吉・網野善彦・安丸良夫・赤坂憲雄編『天皇制ー歴史・王権・大嘗祭ー』河出書房新社、1990年、74頁～75頁。保立道久「中世における山野河海の領有と支配」『日本の社会史』第2巻、岩波書店、1987年、137頁～171頁。
- (42) 堀池春峰「放生会」『改訂新版 世界大百科事典 26』平凡社、2007年、116頁。香川県編『香川叢書・第二』香川県、1941年、21頁～22頁、53頁～56頁。＜参考＞中澤克昭「中世日本の鷹狩」福田千鶴・武井弘一編『鷹狩の日本史』勉誠出版、2021年、45頁～46頁。平雅行によれば、殺生禁断と放生には、①国家的仏事に際しての殺生禁断と放生（天皇護持と鎮護国家にかかわるもの）、②寺院境内における殺生禁断（月の六斎日における仏事の場の清浄を目的とするもの）、③酷猟→酷魚の規制（池を干しあげ、残った魚を捕らえる方法、河川湖沼に毒を流す方法）があるとされた（平雅行「殺生禁断の歴史的展開」大山喬平教授退官記念会編『日本社会の史的構造（古代・中世）』思文閣出版、1997年、149頁～171頁）。
- (43) 香川県編『香川叢書・第三』香川県、1943年、116頁～117頁。福田千鶴・武井弘一編『鷹狩の日本史』勉誠出版、2021年、60頁～62頁。＜参考＞中澤克昭『狩猟と権力ー日本中世における野生の価値ー』名大出版会、2022年、119頁～126頁。信長は、京都の伝統文化（室町殿の文化）を理解し尊重していた（神田裕理『朝廷の戦国時代ー武家と公家の駆け引きー』吉川弘文館、2019年、146頁～163頁。同『戦国・織豊期の朝廷と公家社会』校倉書房、2011年。神田千里『戦国時代の自力と秩序』吉川弘文館、2013年、98頁～179頁。同『織田信長』筑摩書房、2014年、21頁～122頁。金子拓『織田信長「天下人」の実像』講談社、2014年、11頁～280頁。同『織田信長権力論』吉川弘文館、2015年、260頁～406頁）。
- (44) 福田千鶴「豊臣政権期における鷹と鷹狩の位相」『織豊期研究』第20号、織豊期研究会、2018年、35頁～53頁。同「16世紀後半の日本の鷹狩の特質ー鶴取の鷹の伝統化ー」『鷹・鷹場・環境研究』第3号、鷹・鷹場・環境研究会、2019年、79頁～98頁。同「豊臣秀吉の鷹匠とその流派」『鷹・鷹場・環境研究』第4号、同前、2020年、57頁～70頁。＜参考＞盛本昌弘「豊臣政権の贈答儀礼と鷹狩」『中央史学』第23号、中央史学会、2000年、47頁～72頁。斎藤司「豊臣政権による鷹支配の一断面ー諸鳥進上令の検討を通してー」『地方史研究』第205号、地方史研究協議会、1987年、52頁～58頁。芥川龍男「戦国武将と鷹ー太閤秀吉の日向鷹巢奉行設置をめぐってー」豊田武先生古希記念会編『日本中世の政治と文化』吉川弘文館、1980年、559頁～560頁。山名隆弘「太閤秀吉の鷹狩」『國學院雑誌』第70巻第10号、國學院大學、1969年、48頁～59頁。
- (45) 盛本昌弘「戦国期の鷹献上の構造と贈答文化」『歴史学研究』第662号、青木書店、1994年、1頁～15頁、64頁。